

平成24年第3回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成24年9月12日(水曜日)

午前10時01分開議

午後 4時04分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院院長	吉田博行君		

教育委員 会長 尾崎 学 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 石川 誠 君
生涯学習部

農業委員 会長 飛世 薫 君 農業委員 会長 秋山 照雄 君
農務局

監査委員 三原 紘隆 君 監査委員 局長 高岩 淑通 君

事務局出席者

議事 局長 藤田 功 君 議事 局長 浅利 知充 君
議事 局長 岡崎 忠幸 君 議事 局長 御代田 知香 君
議事 局長 榎木 孝士 君

(午前10時01分開議)

議長(神田壽昭君) ただいまの出席議員は18名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。6番 粥川 章議員から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(神田壽昭君) ここで、副議長と交代いたします。

副議長(岡崎治夫君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 渡辺英次議員。

4番(渡辺英次君)(登壇) おはようございます。

平成24年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

1つ目の質問は、士別市病院経営改革プランについて幾つか質問したいと思います。

先日、20年度から23年度分の実績報告書が配付されましたので、その中から質問をいたします。

現在の地域医療は、医師や看護師不足であり、平成16年に新医師臨床研修制度が創設されてから特に顕著であることは、皆さん御承知のとおりであります。本年2月には、北海道医療対策協議会会長である高橋はるみ知事からも、厚生労働省に対し医師確保のための提言が提出されたところであります。もはや、地域医療は自治体だけで抱える問題ではなく、国が地域のことをどう考えていくのか、そういったことを地域のほうから真剣に発信していかなければならないことでもあります。

そんな中、本年8月からは循環器内科医である長島 仁医師が副院長に就任され、本市における医療に力を注がれることとなりました。また、9月1日からは、更に1名の循環器内科医が来てくださったことは、これからの市立病院経営にも明るい兆しが見えてきたと感じるところです。本市においても、これまでにさまざまな取り組みにより医師、看護師の確保について働きかけてきたところであり、その苦労ははかり知れないものがあります。しかしながら、依然として不足していることは、これからの取り組みが更に重要であると言わざるを得ません。

そこで、医師の確保対策の項目について質問をいたします。

これまで大学医局に対しての働きかけを強化したり、インターネットを通しての医師の募集、また、医師就学資金貸付制度を創設したりしながら医師の確保に取り組んでまいりましたが、

これまでをどう評価しているか。また、今後の課題等をどのように考えておられるかお知らせください。

次に、健診体制の充実の項目について質問いたします。

現在、日本における病的死亡原因の多くは、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病で占められております。また一方では、心の不調が原因で心身の病が非常に増えてきております。これらの病気は日ごろからの予防が大切なことであり、まさに生活習慣が大きく影響するわけです。私も、生活習慣に関しましては大きなことを言えるような生活ではありませんが、これからの地域医療の健全化の観点からも、身を引き締めて自分自身を健全化していかなければならないと反省しているところであります。

さて、人は、やはり健康一番でありたいとだれしもが願い、時の健康ブームは繰り返され、ウォーキングやランニングなどの軽スポーツの流行は絶たれることはありません。しかしながら医療の現場では治療医学が主流であり、予防医学は軽視される傾向がうかがえます。現代の食生活や生活リズム、また、これから更に課題となる少子・高齢化社会における医療費抑制を考えますと、予防医療の充実は不可欠なことと考えます。また一方で、病気を予防するだけではなく、より広い意味で障害の防止、寿命の延長、身体的・精神的健康の増進も予防医学の一環と考えられております。

そういったことも踏まえ、病気になったら治すという治療医学だけではなく、病気にならないように予防する予防医学の重要性を市民にしっかりと周知させることも行政の仕事の一つと考えますが、どのようにお考えでしょうか。また、病院側も検診や人間ドックなど第2次予防もしっかりと受け入れられる体制づくりが必要と考えますが、いかがなものでしょうか。

この項目の最後は、外来処方せんの調剤を完全院外実施にした項目についてです。

平成21年に薬事法の一部改正による医薬品販売の規制緩和で、コンビニエンスストアなどでも販売者登録をすれば販売できるとされたことは、報道でも大きく取り上げられておりました。そして、いまだなお、それについては賛否両論の意見が飛び交っております。購入の利便性ばかりを強調したり、製造会社側の利権争いの問答を見ていると、やはり、規制緩和ということは、本市のような地域医療にも悪影響が少なくないと感じるところです。

病院と関係する院外薬局の連携を見直さなければならぬとも感じております。市立病院の薬局は、平成20年10月1日から外来処方せんの調剤は夜間を除き院外へ移行したとあります。これは、医薬品の購入を減らすことと、薬局業務の見直しがねらいとされております。まずは、このことによりどの程度の成果が得られたかお知らせください。

また、病院経営には医師と患者の信頼関係が大切なことですが、薬剤師と患者、そして医師と薬剤師の間にも同じことが言えるのではないかと考えます。薬剤師の皆さんは、医師から出された処方どおりにただ調合しているだけではなく、同じ効力であればこの組み合わせが患者の費用負担が少ないなど、いろいろと考えてくれております。そういった病院側と薬剤師の連携もしっかりと強化すること、そして、それを市民にも周知させることは、利用者にも

安心感を抱かさせるのではないかと考えますが、どうお考えかお知らせください。

9月1日に行った14回目となる病院フェスタは、非常に素晴らしい取り組みと感じております。更に来場者が増えるように、新しい取り組みを企画したり、薬剤師としての専門力を更にPRしてはいかがでしょうか。市民による市立病院応援隊の結成も非常に心強いことであり、たくさんの市民が意見を出し合っただけでこれからの地域医療を変えていかなければならない、そう思っております。課題は山積しておりますが、何とか皆さんと知恵を絞っていきたくつけ加えまして、この質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

渡辺議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から医師の確保対策について答弁申し上げ、健診体制の充実及び外来処方せん調剤の院外実施については市立病院事務局長から答弁申し上げます。

市立病院の運営におきましては、医師が一定程度在職していたときは比較的安定した経営がなされてきたところであります。しかしながら、平成16年の新医師臨床研修制度の導入以降におきましては、大学からの派遣医師の引き揚げなどに伴い医師数も減少し、平成20年4月には一時の半数近い14人まで減少しました。また、これと連動するように、病院の経営状況は急速に悪化したところであります。このため平成20年に作成した土別市立病院経営改革プランにおいて、医師の確保を最優先課題として、この取り組みを行ってきたところであります。

そこで、これまでの取り組み状況ではありますが、現在は経営戦略室が中心となっておりますが、医師確保は病院単独で行うのではなく、山田病院長を議長とする病院経営戦略会議に相山副市長を初め財政担当者も加わり、精力的に議論を深め、市全体で取り組んでいるところであります。また、医師が引き続き勤務していただけるよう、女性医師休憩室の設置、医師事務作業補助員の雇用、待遇改善のほか、いわゆるコンビニ受診の抑制について市民にお願いするなど、過重勤務の抑制にも対策を講じてきたところであります。更に、将来に向けた医師確保のため、医師就学資金貸付制度を制定し、現在3名の医学生に対して貸し付けを行っております。加えて、何よりも大学医局との連携が重要であることから、私自身、院長とともに、幾度かにわたり旭川や札幌の大学医局を訪問し、医師の派遣について要請をしてきたところであり、これまでに一定の成果は得られてまいりました。

また、人と人とのつながりも大変重要であります。このたびの循環器内科医の赴任につきましては、土別出身の方から情報をいただき、私自身も幾度かお会いする中で、山田院長を通じて1年近い情報交換の中で信頼関係を築き上げたことにより来ていただいたものであります。更に、この医師の係を通じて、9月から新たに1名が赴任していただいたところであります。また、近年勤務していただいている医師につきましては、医師同士が長年の知り合い関係にあったことから来ていただいた例も多くあります。このように、医師確保は一朝一夕でかなうものではありません。

こうした中で、今後の課題であります。道内の医育大学も、医師の増員に向けて入学定員を増加しております。しかしながら、医師として働くには入学してからおおむね10年を要するとも言われておりますだけに、医師に来ていただくためには、より働きやすい職場づくりを目指すとともに、病院では内視鏡センターが医師の指導施設に認定されておりますが、これ以外にも、特に若い医師のキャリアアップが図れる環境づくりが必要であります。

そして、何よりも、医師が都市部から地方へ目を向けていただくことが重要であります。そのためには、抜本的な医師臨床研修制度の見直しも必要と考えますが、直ちに修正される状況が見込まれないだけに、これまでの対策を継続して行うとともに、私自身、例えば、土別に講演に来ていただいた医師に対して土別の医療事情をお話するなど、あらゆる機会を通じて人脈を深め、これを活用することも含め、さまざまな方策を用いて医師確保に尽力してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、健診体制の充実、予防医療について及び外来処方せんの完全院外実施について御答弁申し上げます。

初めに、予防医学についてであります。

日本人の三大死因は、がん、心疾患、脳血管疾患であり、本市の状況も同じような状況となっており、偏った食生活や運動不足の生活を長年続けることにより、糖尿病、高血圧、肥満といった生活習慣病により心疾患、脳血管疾患などを発病し、重症化するケースが多くなっているだけに、生活習慣を見直し、予防することは大切なことでもあります。また、身体的・精神的健康の増進による予防も重要であります。

このため、保健師活動や管理栄養士による活動を通じて、各事業所、自治会、各種団体に対する健康教育を初め、健康相談、健康づくり講演会を実施するとともに、健診後の保健指導の機会において生活習慣の見直しを求めるなど、きめ細やかな保健活動を行っております。また、病院におきましても、九十九大学、自治会、各種サークル等の要請により出前講座を開催するとともに、先日開催された病院フェスタにおいても心疾患を中心とした病気予防を市民に伝え、たほか、循環器内科医の赴任に合わせて、高血圧や心臓病を中心とした各種講演会を開催、あるいは予定しておりまして、治療の話とともに、予防についてもお話しをいただくなど、予防医学の基本である病気にならないようにする予防について、市民の皆様に伝えてまいりたいと存じます。

次に、二次予防における健診業務についてであります。

早期に発見し、早期に治療することにより、治癒する可能性が高まりますので、北海道対がん協会を活用した胃がん、肺がん、大腸がんなどのがん検診を行うとともに、肝炎、結核、エキノコックス検診を行っております。また、平成8年に保健福祉センター3階に成人病検診センターを併設し、人間ドックを初め、各種健康診断を通して市民の健康状態や病気の予防、早

期発見に努めてきたところであります。

この利用状況につきましては、平成20年度で6,962件でありましたが、23年度では人間ドック、総合健診などで2,400件、特定健診、企業健診、がん検診などで3,023件、乳がん、子宮がん、動脈硬化などのオプション検査関係が2,657件の合計8,080件となり、次第に増加している状況にあります。また、施設の利用拡大を図るため、平成21年4月からオプション検査のセット割引の設定と特定健診にドッキングさせた生き生き健康チェックを開始し、より利用しやすい料金といたしました。更に、同年12月から、市民からの要望が高かった脳ドックを開始したところであります。加えて、本年4月から健診専任医師を配置できましたので、丁寧な説明並びに指導ができるものと考えておりますので、さらなる活用に向けたPR活動を行うとともに、新たなオプション検査についても検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、外来処方せんの完全院外実施についてのお尋ねがありました。

外来処方せんの院外実施につきましては、平成4年の診療報酬改定における処方料のアップや薬価差益の縮減に向けた見直しなどから、院外処方へ移行する医療機関が増加したところがあります。病院におきましても、院外処方を実施することにより、処方料や薬価差益は得られなくなりますが、処方せん料が増加することや患者の皆さんにとっても調剤待ち時間の短縮が図られること、あるいは、院外薬局で薬に関してこれまで以上に説明や服薬指導を受けることができますし、病院にとっても、薬品の種類及び在庫が減少することによる管理業務や薬の使用期限切れなどに伴う廃棄薬品量などの軽減が図られます。

このため、平成7年4月から小児科、皮膚科、眼科など6診療科で院外処方せんの発行を行うとともに、その後段階的に診療科を増やし、平成10年9月からは内科や泌尿器科においてもその発行を行うなど、全診療科で実施したところであります。しかしながら、特別な理由がなく、病院での処方を強く希望される方に対しては処方を行ってまいりました。このため、院外処方へ移行したことによる効果が薄いことから、改革プランにおいて完全院外実施を目標に掲げるとともに、院内処方を希望される方と話し合う中で御理解を得て、20年10月より院内特殊製剤を処方する患者、臨床使用、治験薬を処方する患者、外科での腹膜透析液を処方されている患者及び院外での処方できない夜間の救急外来患者などを除き、完全実施としたところがあります。このことにより、院外処方せんの発行率は平成19年度で96.7%、20年度が98.1%となり、21年度では99%となりました。

また、薬品の在庫管理につきましては、日ごろよりその減少に努めておりますが、外来における在庫は19年度で109万2,000円、20年度89万7,000円、21年度が45万8,000円と減少しております。更に、入院病床の縮小など病院全体の規模縮小の影響もありますが、平成20年4月以降、これまでに3名の薬剤師が退職しましたが、不補充で対応いたしているところであります。

次に、病院と院外薬局との連携についてであります。

これまでも、院外薬局の薬剤師と処方医師とで患者情報のやりとりをする場合、連絡用紙としてフィードバックペーパーを院外薬局に用意し対応するとともに、急を要する場合には、

直接電話等により医師とやりとりをしているところであります。また、病院の薬剤情報などに関しても、病院の薬剤師と院外の薬剤師の間で薬剤師会の会議などを通じて意見交換がなされております。ただ、議員お話しのように、より一層の連携強化を図ることは大切なことでもありますので、ただいま申し上げた方法のほかに、医師とのやりとりも緊急時以外は難しいこともありますし、出張医も多くいますので、病院薬局長に最初に連絡をしていただき、薬局長が間に入って情報を医師に伝える方法についてルール化することも検討し、対応いたしてまいりたいと存じます。

次に、病院フェスタにおける薬剤師の対応であります。

去る9月1日、「心臓と血管」をテーマに第14回病院フェスタが開催され、病院応援隊もブースを構えて活動状況を報告するとともに、長島副院長の講演もあり、多くの市民に訪れていただきました。そこで、薬局としては複数名の薬剤師が参加し、服薬相談室を備えて市民の薬に関する質問にお答えするとともに、今回のテーマを踏まえ、高血圧に関するパンフレットの配布、DVDの上映、ポスター展示のほか、暑さで脱水を起こしやすい高齢者や子供に適した経口補水液の試飲を通じてその効果や注意点などを説明するなど、日ごろは市民との直接的な接点が少ない業務であります。専門性をPRするとともに、親しまれる病院づくりを目指したところであります。更に、病院フェスタにつきましては、今回のフェスタを総括する中で、今後どのようなことが可能なのか検討して、病院フェスタの向上発展を目指してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁とします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君）（登壇） 次の項目は、みよし市子ども交流事業について質問します。

土別との友好都市である愛知県みよし市とは、これまでもいろいろな交流を続けてまいりました。みよし市とは、産業フェアなどお互いの地元のイベントの交流や災害時相互応援協定の締結、そして、先日みよし市議団が本市にお越しになり、土別の町を視察されました。このような交流による情報交換はまちづくりに不可欠なものであり、これからの本市を盛り上げるためにも大切なつながりであると思っております。

そして、子供のほうも、これまでに野球少年団やサッカー少年団がみよし市の子供との交流をしてきております。一人でも多くの子供たちがみよし市との交流をして親睦を深めることは、すばらしいことであると考えるところです。スポーツ少年団の交流事業では、試合などを通して交流をし、ホームステイにより親睦を深め、それぞれの文化を学ぶすばらしい事業であります。そして、本年1月には、初めての試みとしてみよし市子ども派遣交流事業が実施されました。これは、これまでのように、少年団に所属していない子供はみよし市の子供と交流する機会がないことなどから、スポーツ少年団でみよし市に行ったことがない子供、もしくは今後行く予定のない子供などの条件つきでの事業であります。1回目である1月に実施された事業予算は240万円で、募集人員は32名、そして、本年度の予算は200万円で、募集人員は24名とさ

れております。まずは、この予算編成はどのように算出されたのかを伺いたいと思います。また、個人負担はどのようになっているのかも御説明をお願いいたします。

更に、募集人員は学校ごとに人員配分して募集しております。希望数が募集数より多かった場合は、学校側で選出しているのかとは思いますが、選出する学校ももちろんですが、そこで行く行かないの線引きをするべきなのでしょうか。こういった場合、事業費は追加補正し、一人でも多くの子供を参加させるのか、あくまでも学校ごとの募集人員とするのか、お考えをお示しいただきたいと思います。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） ただいまの御質問にお答えをいたします。

この交流事業につきましては、一昨年に開催したこども夢トークにおいて、スポーツ少年団等に所属していない子供にも友好都市であるみよし市を訪問する機会をつくってほしいとの意見がありましたことから、新たに事業化をいたし、本年1月に初めて実施いたしましたものでございます。

初めに、本事業における予算額の算出方法についてでございます。

経費の算出に当たりましては、スポーツ少年団が実施いたしております交流事業における航空運賃や宿泊料、施設見学の際の入館料経費や食事代、バスの借上料などを参考とし、算出したものでございます。

次に、参加児童の個人負担の状況についての御質問でございます。

スポーツ少年団の交流事業につきましては、少年団が主催し、市の補助制度を活用し、少年団の自主財源及び参加者からの負担金により実施している事業でございます。一方、本交流事業は、市が主催し、土別市の代表を派遣する事業であり、実施の目的が異なっておりますことから、個人負担はいただかないこととしたものでございます。しかし、引率いただいた教員を含め学校関係者からは、食事分程度は自己負担をするべきではないかとの御指摘がございましたので、本年度の事業実施に当たりましては、一定の個人負担を求める必要があると判断をいたしているところでございます。

次に、募集の選考、事業費の補正に関する御質問がございました。

第1回目の交流事業の実施に当たりましては、スポーツ少年団に所属し、市の人材育成交流事業の補助を活用してみよし市を訪問したことがない、または訪問する予定がない児童を応募の条件として、学校ごとに募集人員を設定いたしました。男子児童の多くは少年団に所属していたため、学校によっては応募者がいない場合もありましたことから、学校間の均衡も考慮し、私ども教育委員会が派遣児童を選考いたしましたものでございます。そこで、本年度につきましては、本市の人材育成交流事業の補助制度を活用して過去にみよし市を訪問したことがある、または今後訪問する予定がある子供たちも応募することができるよう募集の条件を緩和して、より多くの学校から本事業に参加していただけるよう、募集要綱の一部を見直したいと考えているところでございます。

また、事業費の追加補正についてでございますが、土別市を代表する児童を派遣するとの考え方から、本年度におきましては、24名を派遣する考えでありますので、応募の状況に応じて事業費を追加補正する考えはございません。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） 1点再質問をさせていただきます。

個人負担の件なんですけれども、今御答弁いただいたとおり、目的が違いますので、スポーツ少年団のほうは、一応団のほうに助成という形でくれているのが現状でありまして、それに対しまして、みよし市子ども交流事業はあくまでも土別からの代表だと。その趣旨はよくわかるのですが、私のほうによく寄せられる、行かれた保護者からの声なんですけれども、個人で負担する家庭からの負担という考えでいいますと、実質、スポーツ少年団のほうは、子供1人に対してたしか25%の個人負担、そして、引率する先生で50%だったと思うんですけれども、そうすると、少年団という組織の性質上、引率する先生方というのは団で委嘱して来てもらっている方ですね。そうすると、1件当たりで大体平均しますと3万円以上の負担になるようなんです。それに対して、今回23年度から新たに行われたみよしの派遣のほうでは負担がないということで、これはどういうことなんだという、やはりそういう話も出ていますので、今、答弁で食事代ぐらいというお話もあったんですけれども、そういうことも踏まえながら検討いただきたいと思うんですけれども、その辺の余地というのはまだあるんでしょうか。

副議長（岡崎治夫君） 石川部長。

生涯学習部長（石川 誠君） 再質問にお答えをいたします。

ただいま答弁申し上げましたとおり、実際に第1回目に参加をされた関係者の方々の御意見を集約いたしますと、やはり応分な負担は必要ではないのかと。その際、答弁で申し上げましたように食事代程度はというような御意見が多かったということ踏まえまして、第2回目、本年度につきましては、金額は明示することはできませんけれども、実態として幾分かの御負担をいただくような形で制度設計をして、実施をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君）（登壇） 最後の項目は、学校給食について質問いたします。

学校給食の意義はたくさんの要素を持っており、栄養バランスのよい食事をとれることはもちろんのこと、食事のマナーを学べる場でもあり、更に、子供たちのコミュニティーの場としても非常に有意義なものであります。また現在は、食に関する教育、いわゆる食育の場としても大きな役割を担っており、本市でも2名の栄養教諭を採用していることは、ちょうど1年前に国忠議員が質問した中にも出てきたところです。

さて、学校給食に関しては、たくさんの意義があると同時に、課題もたくさんあると思われ

ます。食育の一環として地産地消の推進をしておりますが、全国的に見ますと、米は9割近くが地元産、あるいは地元都道府県産を使用しておりますが、野菜類に関しましては、地元産は3割に満たないくらいであります。この要因としましては、季節的なものであること、そしてコストの面も関係していると研究所のアンケートにありました。これについては、都市部も農村部も大きな差はないようです。

そして、その地産地消のねらいは、地元産の消費拡大だけではなく、食育の中で地元産の作物について学んだり、食材に感謝する心を養ったりと、実に意義深いものであります。しかしながら、食育については学校給食に頼り切ってしまうとの指摘もあり、なかなか教育する側からすると課題にもなっているようです。今日のファストフードと呼ばれる簡易的に調理されたものや一品料理のどんぶり物などを子供が好んで食べるのは、家庭での食育に問題があるとの指摘もあります。食育に関して家庭での認識が薄いことは、これからの大きな課題と言えることと思います。

現在は、献立表や学校通信、そして学校の教職員などがいろいろと食の教育はされているのですが、家庭で子供と親が給食の話などで食の話題が出るように、例えば、これまでに本市の各イベントやコンテストで入賞されたメニューを取り入れてみたりできないものでしょうか。特に、サフォーク肉に関しましては、市民にも浸透し切っていないところもうかがえ、給食でサフォークカレーが出たようにいろいろなメニューを検討してはどうかと考えますが、いかがなものでしょうか。子供においしく地元の食材を食べてもらうことはもちろんのことですが、家庭での食育の観点、そして、地元の食材の消費拡大の意味からも、ぜひふるさと給食などで目新しい献立を期待したいところです。

次に、米飯給食について質問いたします。

本市における米飯給食についての経過をたどってみますと、昭和49年から月1回のセンター炊飯、昭和53年、週1回米飯持参、月1回センター炊飯、昭和56年から週2回の米飯持参になり、うち月2回がセンター炊飯になりました。その後、昭和62年12月に本議会で週2回の米飯給食を週3回にする意見が出され、教育委員会運営委員会で検討して、昭和63年8月より週3回の米飯給食となりました。週3回のうち2回が持参で1回が業者委託です。これが現在にまで至っているところであります。

また、給食センターが現在の位置に移動する平成13年1月には、すべての米飯を業者委託にするアンケートが実施されました。その結果は、25%ほどの人しか賛成しなかったようです。主な理由は、やはり、それに伴う給食費の負担増かと思われます。しかしながら、今日給食の衛生面は当時よりもはるかに高い基準を設けられておりますし、事故防止の観点からも、すべてを給食とし、早急に米飯持参をやめるべきと考えます。委託業者が全食を炊飯できる能力は持ち備えているわけですから、10年以上たった今、再度アンケートを実施するべきではないでしょうか。その際に、どの程度の給食費が増加になるのかということや、先ほど質問した献立に関するアンケートなども盛り込み、今後の食育に生かすとよいのではないかと考えますが、

考え方をお知らせください。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

学校給食は、学校教育活動の一環として実施され、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける上で重要な役割を担っておりますことは、申し上げるまでもございません。これまでも、給食のメニューにつきましては土別産食材を優先的に使用することに努めており、土別産春まき小麦を使用したパンや、子供たちから要望の多かった焼きそばやお好み焼き、ミートオムレツなど、土別産の野菜や肉を使用した加工品を提供したり、日本各地の食文化に触れるため、青森県のせんべい汁や秋田県のきりたんぼ、福島県のこづゆや沖縄県のにんじんしりしりなど、他県の郷土料理や家庭料理の提供を初め、土別産サフォークラム肉を使用したカレーやジンギスカン、マカロニのケチャップ炒めなどの献立の実施、更には、米粉の入ったパンやめんにも取り組み、新しいメニューを提供してきております。

そこで、学校給食の献立に各種イベントやコンテストで入賞したメニューを取り入れることはできないのかとの御質問でございますが、イベントやコンテストで入賞されたメニューは、新しい発想による地域で生産された食材を使用した献立が多く、地域の産業や自然の恵み、食にかかわる人々の活動についての理解を深めるよい機会ともなりますだけに、その食材の調達や調理方法、調理時間などを十分検討し、実施可能なものは積極的に学校給食に取り入れてまいりたいと考えております。

次に、衛生面や事故防止の観点から米飯持参をやめるべきとお考えから、その是非についてアンケートを実施してみてもとの御質問でございますが、議員のお話にありました、平成13年度に実施した米飯持参を中止し業者への委託炊飯とすることについてのアンケートの結果は、給食費の増額負担の懸念や御飯を食べる量に個人差があることを心配する意見、米飯給食日はすべて家庭からの持参でもよいなど、完全委託への反対意見が77%の結果となり、従来米飯の体制のまま今日を迎えているところでございます。

教育委員会といたしましては、平成20年度から土別産米の消費拡大を推し進めるという観点とあわせて、持参米飯をやめてほしいという声があったことを踏まえ、週3回の米飯をすべて委託にする方向で、弁当箱や食缶方式での提供などについて検討してまいりました。しかし、現在の体制で委託米飯を1回から3回に増やしますと、給食費の増額負担のほかに、新たに3,200個の弁当箱の購入が必要となり、この弁当箱を保管する消毒保管庫、配送用保温箱、保温箱を収納するスチール台等の物品が必要になるとともに、物品を保管するスペースを確保するために新たに建物を30平方メートル程度増築する必要があるなどの課題もありますが、今後の学校の統廃合で生ずる給食センター内での消毒保管庫等の空きスペースの利用も視野に入れながら、完全委託の方法を更に検討してまいりたいと考えております。

米飯給食をすべて委託にするということに関しましては、議員のお話のとおり、前回の保護者アンケートから10年以上が経過しておりますことから、持参米飯を委託米飯に転換すること

によって給食費が一体どれくらい増額になるのかということをしかり提示した上で、早急に保護者や教職員にアンケートを実施し、委託米飯の是非について意見を集約するとともに、「朝食は家族でとっていますか」「家庭で給食は話題になりますか」など、家庭での食事や給食内容に関する調査と、児童・生徒を対象に、どのようなものを好み、給食に何を望んでいるかなどについても把握に努め、安全・安心で、かつ夢のある給食の提供に取り組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） 1点、再質問をさせていただきます。

ただいま、アンケートを実施していただけるという御答弁だったのかなと思うんですけども、仮にアンケートで11年前のように高い比率でこのままでいいという保護者が多かった場合は、どういう判断をするのかという部分で見解をいただきたいんですけども、道教委の給食の関係の資料、22年度のものが今ホームページに載っているんですけども、教育委員会の方は御承知とは思いますが、実質、北海道で米飯給食をやっているところで、持参している比率というのは2%とか、中学校でいったら2%ないぐらいの学校数しかないんですよ。こういうことも踏まえて、アンケートも参考にしながら、ある程度の教育委員会としての見解も考慮していただきたいと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

副議長（岡崎治夫君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

ただいま、アンケートの結果、もし前回の10年前と同じように全面委託米飯にすることが反対というような集約結果になった場合、教育委員会としてはどのように考えるか。特に、全道的に、衛生面からも、具体的に食味の面からも、ほとんど弁当を持参している給食が減っている中で、いまだに3回のうち2回持参米飯を実施しているということについての考えでございます。

全道的な傾向としても、もちろん、道教委の指導的な立場としても、やはり、特に夏の期間等に御飯を持参するという事は、具体的に、衛生面で問題が生ずるのではないかということ、やはり全量を給食センターから提供すべきだというふうな方向もありますので、集約の結果は集約の結果として一つの参考として、それらを踏まえて方向性等を教育委員会で検討し、でき得る限り、先ほどの御答弁で申し上げましたように、現状の中では弁当箱を利用した委託米飯であると、弁当箱の補充ですとか、保管庫ですとかのさまざまな部分で莫大な経費を要するわけですが、現在、朝日地区においては食缶によって配送して、そこで一人一人に容器につぐという方法もっておりますので、それらの部分の可能性も検討しながら、そういった食缶方式にすることによって、過去の議会において小池議員からも御指摘もあつたとおり、弁当箱でカレーを食べたり、どんぶりでカレーを食べたりではなくて、しっかりと食文化に基づいて、お皿に御飯を盛って、それにカレーをかけて食べるというようなことが可能になるとい

うこともありますので、それらの部分もしっかりと保護者の方に御説明申し上げる中で方向性を定めてまいりたいということがございますので、アンケート結果をすべて尊重して、その方向で動くというふうに考えてはございませんので、御理解をいただきたいと存じます。

副議長（岡崎治夫君） 渡辺議員。

4番（渡辺英次君） これで終わります。ありがとうございました。

副議長（岡崎治夫君） 11番 小池浩美議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、市立病院の経営改革についてお聞きいたします。

平成20年度に、国は財政健全化法とセットのようにして公立病院改革ガイドラインを打ち出し、財政面での効率性を進める改革を自治体病院に求めてきています。同年、本市も国のガイドラインに沿った土別市立病院経営改革プラン、20から26年度を策定しています。累積する赤字に悩む市立病院は、国が発行する20年度限定の公立病院特例債の利用、また、一般会計からの貸し付けや繰り入れなどを行って13億2,000万円の不良債務を解消いたしました。翌21年度、22年度は思うような経営改善が進まず、数値目標を引き下げるなどの改革プラン見直しを余儀なくされています。

改革プランにおける経営改善策の一つに病院規模の見直しがありますが、改革プラン初年度の20年度では、稼働病床では、一般病床160床、療養病床30床の計190床体制でのスタートでしたが、23年4月からは、一般病床を150床に療養病床を20床の計170床体制とし、全体で20床の削減という見直しをしております。本年7月に示された改革プラン報告書によりますと、病床利用率は21年度をピークに年々下がっており、23年度では、稼働病床では平均72.9%、許可病床に対する利用率は70%を切っています。

そこでお聞きいたしますが、国のガイドラインによりますと、病床の削減が行われた場合、削減後5年間は削減しないときの病床数で普通交付税措置をするとありますが、本市はそれに該当し、25年度までは従来どおりの交付税額が措置されると考えていいのでしょうか。また、ガイドラインは、その後の交付税措置について次のように示しています。病床数に応じた普通交付税措置に際して、今後の各病院における病床利用率の状況を反映することを検討するとありますが、これは、病床利用率が低ければ普通交付税額は少なくなると考えられます。25年度以降、病床利用率が下がっていくならば本市への影響はどうなるのか、数値的にも示してお答えください。

国は、あめとむちで地方公立病院の経営効率化と民間移譲を奨励しているとは思えません。地方自治体は、保健・福祉・医療を行政の柱とし、住民が健康で安心して暮らせるまちづくりを進める責務があり、公立病院はその中心的役割を担うということは、だれもが承知のことと思います。入院病床の稼働率が低いのは、医師や看護師不足が大きな要因だとしていますが、本当にそれだけが問題なのでしょうか。国の公立病院縮小・再編の強要とも言うべきガイドラインに忠実過ぎるのではないのでしょうか。今年8月には更なる病床削減もしていますが、その

ことも含めて、再三の病床削減についての考え方をお聞きいたします。また、病床の規模縮小は病院そのものの規模縮小につながり、市民の命と健康に大きな影響を及ぼすと考えますが、お考えをお聞きいたします。

次に、看護師不足の実態についてお聞きいたします。

市立病院は、医師不足はもとより、看護師が慢性的に不足の状態で開催されております。本年の改革プラン実績報告書によると、新規採用数を大きく上回る退職者が出ています。新規採用が1けたなのに対し、退職数は2けたの数になっています。職場の人間関係などがうまくいかず嫌になる人や、部署が変わったために仕事が楽しくなくなる人もいると聞きます。看護師が、高い技術を持った専門職というより、単なる医師の助手として扱われていないでしょうか。あるいは、介護職として求められていないでしょうか。明るい職場、男女差別や階級格差のない民主的な職場環境になっているでしょうか。

1人の看護師の患者への対応は、病院全体の評価につながるものです。毎年、退職者が定年でもないのに2けたも出るということ、しかも常態化していることは、深刻な問題として受けとめなければならないと思います。退職の理由をきちんと把握しているのでしょうか、仕事や職場に関する悩みなどの相談ができるような体制になっているのでしょうか、退職希望者に対してどのような対応をしているのでしょうか、お聞きいたします。

また、看護師就学資金の実施が看護師確保につながるのかどうか、その実績、あるいは見通しについてお聞きいたします。

次に、専門外来、内視鏡センター、糖尿病センターなどについてお聞きいたします。

市立病院では、20年に脊椎などの専門外来を実施し、21年には内視鏡センターを拡張し、日本内視鏡学会の指導施設に認定もされています。また、糖尿病センターでは、糖尿病教室を開催するなど、センター活動の充実に努めています。これらの診療科は、ほかの病院との差別化を図り、それをもって患者獲得を目指していると考えますが、今日までの実績と病院経営上の効果及び住民ニーズとマッチしているのかも含めて、これからの展望をお示してください。

次に、地方公営企業経営アドバイザーにかかわってお聞きいたします。

総務省が委嘱するアドバイザーの派遣事業については、昨年第3回定例会で斉藤 昇議員の質問に対して御答弁されていますが、そのとき民間アドバイザー活用を検討しているとのことのお答えがありました。民間アドバイザーの活用について、今日までどのような検討をなされ、そして実施してきたのかどうか。また、アドバイスを経営改革に生かしているのかどうかお聞きいたします。

次に、消費税増税の市立病院への影響についてお聞きいたします。

今年4月、全国自治体病院協議会は会員の病院を対象に消費税に関する緊急調査を実施しましたが、22年度の1病院当たりの消費税負担額は平均で1億2,000万円ということが新聞報道されました。500床以上の病院は、年間3億円以上の負担で病院経営を圧迫しているとのこと。診療報酬は非課税ですが、医薬品や医療材料費、医療機器、給食材料など、すべての仕

入れに消費税がかかります。したがって、仕入れに対する消費税は自己負担、病院負担となり、いわゆる損税となっています。診療報酬で幾らかは手当てはされているとのことですが、損税の額は大きく、日本医師会の試算では2,330億円の損税が明らかになったところです。

市立病院の消費税についてお聞きしますが、22年度の収入にかかわる消費税額及び支出にかかわる消費税額、損益的支出と納付消費税額は幾らかお示してください。直近の23年度の決算が出ていましたら、そちらのほうをお知らせください。消費税が10%、15%になれば、一層病院経営を圧迫すると思いますが、市立病院への影響についてどのようにお考えかお聞きいたします。

最後に、地方公営企業法の全部適用についてお聞きいたします。

国の公立病院改革ガイドラインは、自治体に対して、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点で病院改革を求めています。これは、自治体病院の縮小・再編・統廃合、あるいは民間への移譲を進めようとするもので、特に、経営形態の見直しは、直営方式をやめて、独立行政法人や指定管理者制度などの公設民営化を目指すものです。

また、地方公営企業法の一部適用から全部適用への移行も進めています。ガイドラインを受けて、たくさんの自治体が病院改革プランを策定し、行政改革の一環として、自治体自身が官から民へかじを切り、公的責任の縮小化を図ろうとしています。市立病院経営改革プランには地方公営企業法の全部適用について検討するとしていますが、全部適用になっても自治体直営であり、全部適用にするメリットはあるのかどうか、現状での何が問題で、問題解決には全部適用が必要なのかどうか、全部適用へのお考えをお聞かせください。

地方自治体病院の役割は重要であり、行政は病院経営の実態を絶えず住民に情報公開し、住民の声を積極的に聞き、それを踏まえながら、地域医療と病院の改革に真剣に取り組まなければならないと考えます。行政と病院には、住民の命と暮らしを守る防波堤としての役割があります。この役割をしっかりと果たすことを強く求めるものです。これからの病院経営改革の方向とビジョンをお聞かせください。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から地方公営企業法の全部適用及び病院経営改革の方向とビジョンについて答弁申し上げ、他の御質問につきましては市立病院事務局長から答弁申し上げます。

平成19年12月に総務省は、全国的に公立病院の経営が厳しい状況から、公立病院改革ガイドラインを策定して抜本的な改革を求めるとともに、公立病院改革の3つの視点が示され、そのうちのひとつとして、民間的経営手法の導入を図る観点から、経営形態の見直しについておおむね平成25年度までの間に実現を目指すこととされました。このことを受け、平成20年に策定した土別市立病院経営改革プランにおいて、具体的な取り組み事項として地方公営企業法の全部適用の検討を掲げ、病院経営戦略会議において、全部適用のメリット・デメリットを整理する中、検討を進めてきたところであります。全国の公立病院では、平成22年度の決算時点におい

て38.8%が全部適用、53.8%が一部適用、残り7.4%が指定管理者制度となっており、道内の市立病院における状況は、21の病院のうち7病院が全部適用、土別市立病院を含む残り14病院が一部適用となるなど、以前より全部適用の割合が増加しております。

全部適用のメリットといたしましては、経営責任が明確になる、機動性・迅速性が発揮される、自立性が拡大する、職員の経営意識が向上する、そして、業績に応じた給与体系の導入が図れると言われているところでありますが、その反面で、人事・会計部門の負担が増大することや、経営状況が悪化した場合の給料減少への不安が職員に出てくることなどがデメリットとして挙げられているところであります。

ただ、一部適用であっても、収益向上、経費節減に向けては、院長を中心に職員がそれぞれ努力しているところでありますが、依然として医師・看護師不足が続く中で経営の大きな改善を見込むことは難しく、全部適用を導入したとしても、そのメリットを見出すことは現時点においては難しく、人事・組織管理部門の業務量の増加など、デメリットに対する懸念のほうが大きいと判断しているところでございます。今後におきましては、病院運営審議委員会などを通じて市民の御意見を伺うなど、更に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、これからの病院経営改革の方向とビジョンについてであります。

改革プランの期間は20年度から26年度までの7年間と定めておりますので、残された期間は本年も含め残り3年であります。23年度までの具体的取り組み事項の実施状況は88.2%であります。数値目標で示した経常収支比率は目標の100%を上回ることが難しい上に、病床利用率も採算ラインと言われる70%を下回り、これらのことなどから、一般会計からの繰入金も多額となっているところであります。ただ、念願でありました循環器内科医の確保により、8月から入院治療を開始するとともに、9月からは2名となったことにより、さらなる患者確保ができるほか、10月からは心臓カテーテル検査・治療を行う予定にあることなど、収益面で増加が見込まれます。

今後の病院経営につきましては、当面は循環器内科、消化器内科、外科、整形外科による急性期医療を担うとともに、現在休床状態にある慢性期病床につきましても、市民要望が強いことは十分承知しておりますので、経営アドバイザーからの報告を検討しつつ、できる限り早期に再開できるよう対策を講じるなど、計画年度内に経営健全化が達成できるよう、鋭意努めてまいり所存であります。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、病床の規模縮小の影響、慢性的看護師不足、専門外来の効果と実績などについてお答え申し上げます。

初めに、病床の規模縮小による影響についてであります。

病院に対する普通交付税の算定に当たっては、許可病床などが対象となりますので、近年の推移を申し上げますと、20年4月には一般病床及び療養病床をあわせて270床ありましたが、

小児科及び産科の入院治療が困難となったことや、病床利用率の向上を目指して20年8月に230床とし、その後、23年5月から199床として現在に至っております。

そこで、普通交付税の算定であります。算定額は基礎数値である病床数に病床単価を乗じるなどして得られるものであり、基礎数値は2年前の年度末の許可病床数を用いることとされております。このため、例えば、24年度の普通交付税は22年度末の許可病床数を用いて算定されることとなります。更に、改革プラン等に基づく病床数削減を行った場合は、5年間削減前の数値を用いる特例措置から、20年度末の許可病床数は230床であります。26年度の普通交付税算定まで270床が基礎数値として用いられることとなります。その後の見直しによる230床については、27年度から29年度までの算定に用いられ、現在の199床については、30年度の算定から用いられることとなります。

また、ガイドラインでは、今後において病床利用率を加味して普通交付税を算定することとなっております。24年度段階ではこの措置がとられておりませんが、道に伺っても、その取り扱いについては不明とのことであり、具体的なことは申し上げることができませんが、今後においてそのような措置がとられるものと考えております。

なお、平成23年5月から病床数を199床としたことにつきましては、普通交付税の算定において病床削減で減額になることを承知しつつ、また、199床以下にすることで、外来診療料が再診料に変わり減額となるものもありますが、外来診療料に包括されていた血液検査や尿検査などで出来高算定ができるとともに、新たに外来管理加算、特定疾患療養管理料、特定疾患処方管理加算が得られますので、これらを踏まえて試算し、病床削減を行ったところであります。このことにより、23年度決算では5,800万円の収益増となったところでありますが、今後において許可病床数をこれ以下にする考えは持っておりません。

また、実質的な稼働病床数につきましては、医師及び看護師数の減の影響から許可病床の一部を休床扱いしており、これまでに循環器内科医や呼吸器内科医の複数名退職、あるいは看護師数を考慮し、入院患者に対してより機能的かつ効果的に対応できるよう、病棟体制の見直しを行ってきたところであります。そこで、8月の病床見直しにつきましては、循環器内科医が赴任したことに伴い8月より入院治療を行うに当たって、看護体制を2人夜勤から3人夜勤にする必要があることや、心臓カテーテル治療及び検査を行うための看護師数の確保が必要となりましたので、最近の稼働率が半分程度だった療養病床20床を休床としてこれを確保し、一般病床150床による運営をいたしているところであります。療養病床を休止いたしました。可能な限り一般病床で慢性期疾患患者を診るなど、この影響が最小限にとどまるよう努めてまいりたいと考えております。また、今後とも医師及び看護師の確保に全力を挙げ、慢性期病床の再開を目指すとともに、許可病床数が199床ありますので、残り49床の再開に向けた対応を目指してまいります。

次に、看護師に関する御質問についてであります。

看護師数につきましては、23年4月1日現在116人が在職していましたが、12人が中途退職

し、2人が定年退職となり、9人を採用しましたが、24年4月1日現在では111人となるなど、減少している状況にあります。また、途中で退職される理由としては、看護部長面談の中で理由を伺いますと、結婚、転居、病気治療などによる休養、他施設における勤務のほか、私事都合等々、さまざまな理由があります。

このため、離職を防止するため、新人看護師に対しては新人支援計画に基づき、プリセプター-新人支援看護師、主査、科長が計画的に面談、技術チェックなどを行い、個々の能力に合わせた流動的な対応を図っております。また、退職を希望する看護師に対しては、科長や看護部長が面談を行い思いを聞く中で、退職しないようできる限りの対応を行うとともに、職場異動をきっかけに退職する看護師もいますので、看護部長面談で異動する理由や本人に対する評価、期待度などを具体的に伝えるなど、話し合いの場を数多く設けるよう心がけております。

このほか、仕事への意欲を高めるため目標管理システムを導入しておりますが、看護師一人一人が自分のキャリアに合った目標を立て、クリアしていくことで成長につながるものであり、これを支えるため、1年間に数度にわたり職場長が面談し、アドバイスを与えますが、仕事上の考え方や悩み、思いを伺うとともに、個人的な相談にも応じるなど、常に状況把握に努めるようにいたしているところであります。

更には、極力時間外勤務を行わず帰宅できるよう一層の時間管理の取り組みを行うとともに、育児休業している者にとっては、職場復帰が容易になるよう時間短縮勤務ができる制度を活用していただくことや、院内保育所の開設時間を延長するなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場づくりに向けて対応を図るほか、何よりも看護師にとって魅力ある病院となるよう努め、中途退職の抑制を図ってまいります。

次に、看護師就学資金の貸し付け状況ですが、新規貸し付けにあっては、平成20年度2人、21年度で4人でありましたが、21年6月に就学資金貸し付け額を5万円から7万円に引き上げたことや今日的な社会経済情勢もあり、22年度で9人、23年度で6人となり、24年度は現在までに12人となっております。また、本年9月1日段階で28人に貸し付けており、貸し付け終了後、直ちに勤務していただけるとするなら、25年度から27年度の3年間にそれぞれ9人ずつの採用となりますだけに、中途退職を抑制するとともに、就学資金貸し付け者以外の方の雇用確保に努め、看護師の増加を図ってまいりたいと存じます。

次に、専門外来の開設、内視鏡センター及び糖尿病センターについてのお尋ねではありますが、専門外来につきましては、ある特定の症状や疾患に対して専門医などが専門的な診察・治療を行うもので、わかりやすく標榜することにより、患者の皆さんも受診しやすいものと考えております。病院におきましては、平成20年2月に脊椎専門外来、同年3月には療養診療科外来、同じく7月に呼吸器専門外来を立ち上げるとともに、その後、21年6月に禁煙外来、22年5月よりストーマ外来を開設いたしているところであります。

これは実績であります。脊椎専門外来では、頸椎・腰椎変性疾患を対象とした患者を受け入れ、旭川以北唯一の脊椎専門医のため、開設当初から、稚内、天塩、紋別、江差、名寄など、

道北全域から予約を受け診察を行っているところであり、毎年120人前後の予約診療を行うとともに、この4年間で49人に対して手術を行ってきております。また、療養診療科外来は、20年度で延べ2,706人の患者が訪れ、23年度では3,775人と年々患者数が増えているところであり、脳梗塞などにより麻痺が残った場合の日常生活動作の改善などを行うほか、ストーマ外来は、皮膚・排せつケア認定看護師により開設していますが、これまで101件の相談・指導を行っております。なお、禁煙外来につきましては、これまで39人の受診に対して33人が禁煙を達成するなど一定の成果を上げておりますが、医師の退職により本年2月をもって休止となっております。更に、呼吸器専門外来におきましても、23年度より診療日が週2日になったこともあり、患者数も増加しましたが、同じく出張医の派遣の関係から、9月末ごろをもって休止となります。ただ、呼吸器内科に関しては、市内において10月に開業される医師と病院の連携を深めるなど、対応を講じてまいります。

次に、糖尿病センターについてであります。糖尿病専門外来を初め、各部署が連携して糖尿病教室を開催してきておりますが、20年度には230回開催し、参加人数が延べ928人を数えましたが、その後、糖尿病治療における医療技術の発展とともに、外来通院にて治療可能な患者が増加したため、入院治療を要する患者が減少し、23年度は140回の開催で266人の参加にとどまっているところであります。

また、内視鏡センターにつきましては、21年5月に医療機器の更新を初め施設を拡充するとともに、日本医科大学やN T T東日本関東病院に所属する専門医の定期出張による高度な内視鏡手術を行い、特に、早期がん治療として用いられるESD内視鏡的粘膜下層剥離術は年間50例を数え、道内病院において屈指の術数となっております。加えて、当センターは医療の安全とともにスタッフの高い技術が評価され、同年12月に日本内視鏡学会の指導施設に認定されたところであります。稼働状況を申し上げますと、施設拡充前の20年度は2,266件の内視鏡治療・検査を行ってまいりましたが、施設拡充後の21年度は3,522件、22年度は3,816件となり、23年度は女性医師が育児休業に入ったこともあり前年度を下回っておりますが、3,466件となりました。また、収益面で20年度と23年度を比較すると、56%増の8,400万円近い収益となったところであります。

専門外来を初め、糖尿病センターや内視鏡センターの運営につきましては、市民に対してより質の高い医療を提供することができるとともに、先端医療を担うことで職員の意識の高揚にもつながりますし、収益面においても経営改善の一助となっているところもありますだけに、今後ともこれらについて継続いたしてまいりたいと存じます。

次に、民間のアドバイザーの活用についてであります。

昨年実施された総務省の地方公営企業経営アドバイザー派遣事業において、経営アドバイザーからの経営改善に向けて外部の活用について提言があったところでもあり、病院としては、本年2月に病院収支改善コンサルタント業務として、民間コンサルタントに委託し、6月に報告を受けたところであります。

この報告内容につきましては、入院・外来レセプトの点検・分析や各種統計データをもとに、経営アドバイザーからも分析が求められた医療圏内の人口、疾病別シェア及び国の医療改革シナリオに基づく病床数予測など、病院を取り巻く経営環境について予測したところであります。また、外来・入院単価についても分析し、特に、経営アドバイザーから外来単価が類似病院より低いことが指摘されましたが、このことについては、病院は院外処方ですが、類似病院では院内処方により投薬料を収入として得ているところもあることから、類似病院の単価が高いものであり、これを除きますと、病院のほうが高くなったところであります。このほか、これら分析を踏まえ、今後の病院運営については、一般病床の規模を見直し、これまでのような急性期患者と慢性期患者を混合するのではなく、看護基準7対1を取得するとともに、慢性期病床についても、地域医療ニーズからして、この確保を図ることが必要であることが報告されたところであります。

なお、この報告につきましては、経営戦略会議メンバー全員に周知するとともに、内容を鋭意検討し、対応策を講じてまいる考えであります。

次に、病院における消費税増税の影響についてのお尋ねがありました。

去る8月10日、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法が参議院で可決成立したことに伴い、消費税率は平成26年4月から8%に、その後、27年10月から10%に引き上げがなされることとなりました。そこで、病院における影響であります。消費税につきましては、一般的には課税売り上げに対する消費税を仮受消費税として預かり、また、課税仕入れに係る消費税を仮払消費税として支出して、この仮受消費税と仮払消費税の差額を消費税として納税することとなります。

しかしながら、病院におきましては、課税仕入れとして、医療機器の購入、薬品、診療材料費のほか、業務委託料、光熱水費等々の管理経費などに対して課税がなされておりますが、病院経営の根幹の収入である診療報酬については非課税とされております。そこで、病院における消費税ですが、23年度決算が出ておりますので、これで申し上げますと、ただいま申し上げたとおり、診療報酬が非課税のため、予防接種、人間ドックなどに伴う健診センター収益、文書料などをあわせて682万円が仮受消費税となり、仮払消費税は総額で5,815万8,000円となります。ただ、課税売り上げ割合が95%以下となりますと別な計算を行わなければならない、病院の場合この課税売り上げ割合が5.08%になりますので、仮払消費税総額のうち5.08%相当分が仕入れ控除の対象となります。また、一般会計繰入金及び道補助金などは特定収入として取り扱うこととなり、特定収入割合が5%を超える場合は、ルール計算に基づき仕入れ控除の対象外となりますので、これら計算から病院の仕入れ控除税額は251万8,000円となり、支払うべき消費税は約430万円となったところであります。

このように、現行制度では非課税に対応した仕入れ税額控除が認められていないため、控除対象外消費税、いわゆる損税として取り扱うこととなり、病院では23年度決算で雑損失として5,280万円を計上したところであります。

そこで、これを補完するために、これまでの消費税導入及び税率引き上げの際には診療報酬の改定によりこれらの分の上乘せをし、結果的に病院負担とならないよう対策が講じられたところではありますが、十分な対応がとられていないとの意見もあります。国は、消費税率を引き上げる場合にも診療報酬については非課税を継続するとの見解を示したため、全国自治体病院協議会が行った消費税に対する緊急調査では、病院経営を圧迫しているとの調査報告が出されました。このことを踏まえ、5月に全国自治体病院開設者協議会及び全国自治体病院協議会の連名で、消費税が引き上げられると医療機関の損税も多額となるため、社会保険診療報酬に係る消費税制度のあり方を早急に改めるよう、国に対して要望書を提出いたしているところでもあります。また、診療報酬に一定の上乗せをされた場合、患者負担が増加となり、病院としても一定の影響がありますだけに、これらを含めた対策が講じられるよう望むものであります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 次に、土別市子どもの権利条例についての質問通告をしていましたが、昨日3人の議員の方よりいろいろな視点から質問があり、一定の御答弁がありましたので、私は取り下げます。

次に、羊と雲の丘観光施設内の果樹園についてお聞きいたします。

学田に広がる羊と雲の丘丘陵地域は、世界のめん羊館や羊飼いの家などの施設及び綿羊を放牧する牧場を中心とした、本市観光のメーンスポットとなっています。平成5年11月に本市の委託により社団法人北海道開発問題研究調査会が羊と雲の丘観光構想計画策定書を作成しております。これによりますと、平成5年には世界のめん羊館の建設が進められ、同時に、その北側にリンゴやサクランボなどの果物の木を植えた百樹園の整備も行われていると記述されています。百樹園は、現在は果実の森という名称になっています。初めにこの果実の森が整備されるに至った経緯と、今日までおよそ20年が経過していますが、長年にわたり少しずつ種類を増やして整備されたのではないかと想像しますが、全部で何種類の果物が植栽されているのか、そして、それぞれがどれくらい植えられているのか、数量もお聞きいたします。この果実の森の日常の管理は、どこがどのように行っているのかをお聞きいたします。また、当初の整備にかかった費用と以後の毎年の管理費用はどれほどなのか、今日までに投資された税金は総額でどれほどなのかお知らせください。

ここ何年か実りが少なくなっているようですが、今年はこの森には果物がほとんど実りませんでした。どうしたのだろうかという市民の声も聞かれます。私も先日見てきましたが、果実の森は草が茂り、手入れがされていないようで、枯れたり、倒れたりしている樹木も散見し、殺伐とした感じでした。あずまやは雪が解けても清掃や整備がなされていないのが歴然としていましたし、観光シーズン中もこのような状態だったと思うと残念でなりません。今年の果実の森のこのような状態は一体どうしたことでしょうか、お聞きいたします。

そして、秋を迎えてのこれからの樹木の整備や管理をどうするのか、また、来年以降の整備

計画についてお知らせください。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

緩やかな丘陵地に綿羊の放牧風景が見られる学田地区は、昭和62年に策定された第3次土別市総合計画を初め、土別市観光開発基本計画や羊と雲の丘観光構想計画に綿羊をテーマとした観光開発を推進し、綿羊牧場を土別市観光が目指すべきグリーンツーリズムの拠点として位置づけ、市内にある他の観光地とのネットワーク化を図っていくことが盛り込まれたところがございます。これらの計画に基づき、平成3年度に体験学習施設羊飼いの家を建設、平成4年度には体験広場百樹園の造成及びバーベキューハウスを建設し、平成5年度には世界のめん羊館を建設するなど、一体的な開発を進めてきたところであり、これらの事業は、国のまちづくり特別対策事業の採択を受け、実施してきたところであります。また、平成11年度からの4年間で、道の事業であります生活環境保全林整備事業により、百樹園の東側の森林造成、景観をよくするための植栽、管理用車道、遊歩道や標識などが整備されたところがございます。

そこで、お尋ねの果実の森、いわゆる百樹園についてであります。羊が群がる丘に雲が浮かび上がる牧歌的な情景を想定した構想、羊と雲の丘開発事業の一環といたしまして、同地区の頂上付近につみ取り体験のできる百樹園として、造成面積1.7ヘクタールの中に、スモモ48本、ハタンキョウ47本、ナシ70本、ブドウ70本、アンズ45本、リンゴ72本、サクランボ75本、梅50本の計8種類477本の果実を植栽し、あわせてキノコの森も整備し、木々に親しむ農村体験広場としての活用を図ってきたところがございます。これらの果樹につきましては、羊と雲の丘観光株式会社が実施するイベント等において収穫された果実を提供したり、保育園や幼稚園の園児による摘み取り体験の場として御利用していただいております。

次に、日常の管理と当初の費用、毎年の管理経費やこれまでに要した費用の総額についてでございます。

これらの果実は、植栽当初から、羊と雲の丘観光株式会社より委託を受けた土別地区森林組合が管理を行い今日に至っており、植栽直後は林業指導事務所や深川市にある空知農業改良普及センター北空知支所からも栽培管理方法の助言や指導をいただき、更に、果樹農家の方にも御教示をいただくなど、本市においては栽培したことのない果実の生育に努めてきたところがございます。委託の内容としては、年5回の下草刈りを実施しており、春先の剪定作業とあわせて倒木の除去を行い、百樹園全体の景観の維持管理と年4回の適期防除により、多くの実りを得られるよう栽培管理をしたところではありますが、この間、ブドウ、リンゴ、梅、アンズが植栽後の幼生期における枯死、その後の病害虫の発生や丘陵地特有の寒風、凍害、雪害など冬期間の厳しい自然環境により年々樹木の傷みも進み、最近では、スモモ、ハタンキョウ、ナシ、サクランボが残っていたところがございます。

また、当初の植栽費用は991万9,000円であり、現在、年間の管理費用は85万1,000円で、これまでに要した金額としては、20年で3,025万8,000円となっております。

次に、果実の一部撤去についてであります。植栽以来、これらの木々は、市民の方々に果実の摘み取り体験をしやすくするように剪定し、樹高を調整しながら管理してきたところであり、例年降雪により枝が一部折れる程度の雪害はあったものの、冬囲いの必要がない樹高に達していたため、平成10年度からは行わず維持管理してまいりましたが、特に、昨年12月から今年の春にかけての大雪や融雪のおくれの影響を大きく受け、枝上までの積雪となった雪の重みにより幹や枝が折れてしまったことが原因によるものであり、専門家であります土別地区森林組合に現状を確認したところ、再生は不可能である旨の御意見を受け、該当樹木を撤去したところであります。

次に、今年の秋からの樹木の管理及び来年以降の整備計画についてであります。

幹や枝が折れたスモモとハタンキョウは、撤去した後、耕起を行い、キカラシ、ミックスマラワーやヒマワリなど、地力を高める景観緑肥を6月上旬に播種し、百樹園に彩りを加え、訪れる観光客の目を楽しませるよう手を加えてきたところではありますが、キカラシ及びヒマワリについては、生育のふぞろいやすき込み時期のおくれなどにより見た目に悪い印象を与えた箇所もあり、今後はすじまきなど播種方法の変更により、良好な景観の維持に努めてまいりたいと考えております。

本年の百樹園は、ナシについては、受粉期の天候不順や風の影響により受粉せず結実しなかったこと、サクランボについては、実りはあったものの、カラスの被害に遭って収穫までには至らなかったことや、スズメバチの飛来が多く危険でもあり、新たに果樹を植栽することなく、残っているサクランボ20本、ナシ33本を維持管理するため、冬期間の被害防止のための添え木や冬囲いの必要性について検討してまいりたいと考えております。

今後は、フットパスコースの新設を初め、遊歩道、あずまや等の整備や百樹園内を散策していただけるようさまざまな花を植栽し、フラワーガーデン的なゾーンの形成や羊飼いの家の前庭に植栽されているラベンダーの更新を含め、市民の皆さんにもボランティアとして参加をいただく中で、土別市の観光拠点施設であります羊と雲の丘の一体的な整備を行ってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 今のお話ですと、昨年から今年の大雪でこういった果物の木がだめになって、もう再生は不可能だろうというふうに考えたということなんですから、全然下草刈りもしないとか、片づけ、整備もしないというようなことは、私は理解できない。これからあそこは花にしようとかという方向性を出すのはいいけれども、今日現在、だからほうっておいていいかということ、そういうことにはならないでしょう。シーズンには観光客が山ほど来るんですから。そして、こっちは果実の森、こっちは何とかの森という案内板まであるんだから、そこをみんな行くと思うんですよね、歩くと思うんですよね。行ってみたら草ぼうぼうで、あずまやも座るような状態ではない、座れないというような。では、今年の管理はどういうふう

にされていたんですか、お聞かせください。

副議長（岡崎治夫君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、下草刈りなり一定の整備につきましては、例年どおり行ってきたところでございます。特に、今小池議員からお話のありました草が繁茂しているような状態が特に顕著に見られたという部分につきましては、私どもが、折れた樹木の後に景観緑肥を植えて一定の景観を整えるという意味で、キカラシ、ヒマワリ、ミックスフラワーを植えたわけでございます。特に、キカラシについて、花が終えて一定の期間で本来はすき込みをすべきところではございましたけれども、そのすき込みの部分が若干おくれたことによって、特に、色合いがなくなった中で草丈が伸びてしまったということがあると思っています。これにつきましては、私どもは設置者でありますので、この点、来年以降に向けて、そのあたりはやはり十分管理していかなければならないと思っています。

それと、景観緑肥は、せっかく植えたわけでありましてけれども、その植え方についても工夫が一つ足りなかったのかなど。いわゆるすじまきできちんとまけば、それなりの整然としたものが見れたわけですが、ばらばらとまいてしまったという部分があって、非常に見た目が悪くなったということ。これについても、来年に向けてきちんとした対応をしなければならぬと思っています。

あと、あずまやの関係でございます。この部分について、担当課のほうでも見て回っておりますけれども、特に、カラス等のふんによる被害が一部見られるかと思えます。このあたりにつきましても、指定管理をしていただいております羊と雲の丘と調整しながら、きちんと、そういった指摘がないように、今後、来年に向けて対応していかなければならないと考えています。

以上であります。

副議長（岡崎治夫君） 小池議員。

11番（小池浩美君） まずは、行って見て、よく見てきてください。

それで、ここに土別市行財政改革大綱実施計画推進状況があるんですけども、それによりますと、23年度に羊と雲の丘の果樹園の活用変更というふうに項目が挙がっております。施設の活用変更の検討をしようということで、23年度検討着手となっておりますが、とすれば、もうあそこの果樹園を変えようと、あそこはやめて別なことにしようというふうに考えていたのは、今年の大雪のときではなくて23年度、もうそのときから既にそういうことが論議されて、あそこは花とか別なものにしようではないかという相談をされていたと、そういうふうには私は解釈できるんですけどね。とすれば、何か確信犯的な感じもするんですけども、一体本当のところはどうなんでしょうか。あそこの果物のところ、もう2、3年前から、あそこはだめだねと言って相談していたのかどうか。23年度に検討着手ですから、もう去年から検討していたんですね。そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

副議長（岡崎治夫君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再々質問にお答えいたします。

ただいま、小池議員のほうから行革の中で23年度に見直しというお話でございます。

平成4年に百樹園に、先ほど申し上げましたとおり8種類の果実を植栽いたしてまいりまして、ちょうど20年近くが経過しているということで、この間、アンズだとか梅等については、北海道、特に道北地域ではなかなか根つきが悪かったということで、そういったものについては、植栽後間もなく、徐々に枯れていったという現状がございます。それと、ブドウ等についても、これは冬場の管理のあり方なんでしょうけれども、どうしても、枝が上に上がってくる部分が雪によって倒れてしまうということもあって、そういったものも徐々に枯れていたと。

それで、23年度の中で、百樹園全体を今のままの状態ではうっておくよりも、やはり、違う形で手をかけながらやっていく必要があると考えて、23年度にそういった部分に着手ということでは入れたところでございます。その段階で、今年の春先のように、融雪のおくれによって多くの木が倒れるということまでは想定していなかったものです。ただ、いずれかは、植栽後20年が経過しているということ踏まえまして、一定の時期での果樹から一部花へという転換も、その当時考えたところでございます。たまたまこの時期と、樹木が折れてしまったという時期が重なったということもでございます。

先ほど、最初のお答えでも申し上げましたとおり、そういった撤去したところについて、そのままにすることなく、景観緑肥を今年入れて地力を高めて、来年に向けて花を植栽する、そこに市民の方も参画していただいて、土別市の観光の拠点となり得るような花の植わさったゾーンを形成してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

副議長（岡崎治夫君） まだ小池議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前 11時54分休憩）

（午後 1時30分再開）

副議長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 最後の質問は、土別市中小企業振興条例にかかわってお聞きいたします。

この条例の目的は、本市の中小企業者の経営努力を応援し、企業が一層大きく発展するために必要な助成をすること、そして、こうした支援で企業を育て、町も元気にさせようということです。助成内容は、高度化事業、新製品開発事業、従業員福利厚生、商店街活性化事業、新

規開業支援事業などいろいろあり、大いに利用されていると聞きます。この条例第8条の商店街活性化事業に対する事業のうち、第4項店舗改修事業についてお聞きいたします。

店舗改修事業は、改修に要した費用額のうち100万円を限度として助成されるもので、詳細は中小企業振興条例施行規則において決められています。そして、この規則の第2条で助成の対象者及び対象事業の範囲を定めていますが、そこでは、市内に居住する創業者及び中小企業者等で100万円以上の店舗改修を市内業者に限定して実施する者とされています。平たく言えば、市内に住む中小企業の皆さんが100万円以上かけて店舗を改修しようとするならば、地元の業者に改修を依頼してください。そうすれば100万円を限度に助成しますよというものです。

市内で学習塾を経営する市民が助成を受けようと申し出たところ、該当しないとして断られています。なぜなのか納得できないので、その方は二度にわたって市長へ手紙を出していますので、市長は事の経緯を御存じと思います。

振興条例第2条の用語の解説では、中小企業者とは中小企業基本法第2条に定めるものもあり、国の法律である中小企業基本法によれば、資本金や出資額及び従業員数によって分類され、学習塾経営者は中小企業の仲間に入ります。国が決めた日本標準産業分類における中小企業の範囲では、サービス業の中に教育学習支援業が入っています。しかし、市は、学習塾は教育学習支援業に分類されるので助成対象の業種には該当しないという理由で、この市民に理解を求めています。この矛盾はどういうことでしょうか。この市民の方は、いまだに理解も納得もされていません。

そこで、担当者によくよくお聞きしますと、中小企業振興条例施行規則のほかに、更に土別市商店街活性化事業取扱要綱なるものがあり、この要綱では、商店街活性化事業のうち、特に店舗改修事業の取り扱いについて必要な事項を定めるとしています。要綱の第2条において、対象業者として助成金を受け取ることのできる業種は、店舗において直接顧客と対面して商品の販売、または役務の提供を行うものとし、その職種は別表で示されています。確かに、この別表には学習塾は入っていません。子供の学習を支援し、ときには不登校や引きこもりがちな子供に意欲を持たせる役割をも果たしている学習塾経営が、対象から外されています。生涯教育の一つである書道塾やダンス教室、押し花教室なども対象にはなっていませんし、製造業者も助成の対象にはなっていません。要綱においては、店舗において直接顧客と対面して商品の販売、または役務の提供を行うものと対象業種を限定しているからです。

これは、大もとである土別市中小企業振興条例が目指す目的と大きく乖離していると言わざるを得ません。なぜこのような後ろ向きの、市民に門戸を閉ざすような要綱をわざわざつくったのでしょうか。条例と規則だけでは不十分な、何か問題があったのでしょうか、お聞きいたします。この要綱第2条1項は、土別市中小企業振興条例の目的に反していると考えます。条例が定める中小企業者の定義とも矛盾しており、意欲的な事業者を排除するものであり、土別市の中小企業者の経済活動を励ますものにはならないと考えます。この要綱第2条1項を削除することを求めますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。そして、商店街活

性化事業の店舗改修事業の対象となる中小企業者の範囲は振興条例第2条第1項で十分だと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

土別市中小企業振興条例は、本市における中小企業の自主的な経営努力を助長し、企業の近代化の促進を図るため必要な助成等を行い、その育成振興を図ることを目的に制定しており、その中で、第8条商店街活性化に対する助成における店舗改修事業であります。中小企業の方が市内の業者を利用し店舗改修をされた場合、1件当たり100万円を限度に助成するものであり、平成20年度以降、昨年度までの4年間の実績では、利用件数で59件、改修事業費で約2億1,000万円に対し、市から約5,230万円を助成してきております。

商店街における店舗改修に対する助成制度を制定した背景には、長引く景気の低迷に加え、消費者ニーズ、購買活動の多様化等により地元商店の売り上げが減少している中、商店街における店舗の環境整備を行うことにより個店としての魅力を高め、集客力の強化を図るとともに、より多くの購買意欲をかき立て、商店の売り上げ向上に結びつけていくことを目的とした制度であり、市内の経済活性化の一端を担っていただくことを前提に制定したところでございます。

そこで、条例上の中小企業者の定義といたしましては、中小企業基本法第2条における出資金や従業員数並びに日本標準産業分類に定める中小企業の範囲におきましても、学習塾を含む教育学習支援業は中小企業者に含まれております。しかしながら、条例第8条における店舗改修事業の取り扱いにつきましては、条例や規則だけでは多くの御相談に即応できないことから、日本標準産業分類の中分類から商店街の活性化に資する15業種を別表に掲げ、改修工事の種類、添付書類の種類等の運用基準等を土別市商店街活性化事業取り扱い要綱に定めたところであります。

助成金の交付に当たり、店舗において直接顧客と対面することを基本として、商品を販売、またはサービスを提供することで対価を得る、食料品や衣料品の販売を初め、ホテルや旅館、飲食店や理美容院など、多くの市民が日常的に利用する、いわゆる個店や商店街を念頭に置いており、気軽にどなたでも来店しやすい店構えや店内の環境整備を行う改修事業について必要な事項を定めております。その助成対象となる業種には、日本標準産業分類の建設業、製造業、更には学習塾や書道塾を含む教育学習支援業は入っておりませんが、その理由として、これらの業種では、直接市民の方が来店し、商品の購入、もしくは役務の提供を受けることは少なく、制度導入の大きな目的の一つとしております商店の売り上げ増加には直接的に結びつくものではないと判断しております。

このたび二度にわたり、市長への手紙において学習塾の改修に際し店舗改修助成の適用を求める趣旨のお手紙をいただきましたが、お答えに際しては、その都度面談により、条例に基づく商店街活性化事業について、事業の主旨、事業導入の経過等、商店街の活性化方策について市の考えを御説明してきたところでございます。学習塾等は、学力の補強や学習の補助などを

行う施設であるとともに、子供たちの人間的・社会的な成長を促す場としての役割を担っていることも十分認識しておりますが、条例第8条商店街活性化に対する助成は、商店の売り上げ向上を促す施策であり、教育や人材育成といった人間形成を培う施設の環境を整える施策とでは条例が求める主旨とは相違するものでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 商店街の範囲というのを、物を売り買いしたり、役務を与えたりというような、そういう範囲で限定して、要綱で改めて決めているんですけども、大もとの土別市中小企業振興条例では、土別市の中小企業の皆さんが元気になって、大いに活性化して、そして土別市も発展するんだよという、そういう目的が大きく出ているんですけども、私は、今林部長がおっしゃった中小企業の範囲を限定するということは、先ほども申しましたように、この目的に背くのではないかと。そういうことは、どうしてもぬぐい去ることができないんですけども。

そして、この学習塾の方も同じように、どうも何かわからないというようなことだったんです。るる学習塾の方に説明をされたようですけども、今林部長がおっしゃった要綱のことをきちんと伝えていないというのが1つあるんですけども。だから、なかなかわからないと。条項を読んだらこうでないですか、規則を読んだらこうではないですか、私も最初はそうでした。よくよく聞いたら、要綱にこういうふうに書いてあるんですよというふうに言われて、要綱を調べましたら確かにありました。ですけども、その学習塾の方はそのことを御存じなんでしょうか。説明のとき、こうして要綱にあるんですよと説明されたんでしょうか。まず、そのことを1つ確認させておいてください。

副議長（岡崎治夫君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

御紹介のありました学習塾の方への説明の関係でございます。先ほどお答えしたとおり、二度にわたり市長への手紙という形で、この助成制度の適用を求める御意見をいただきました。それで、私ども担当課長と担当課職員が直接その方にお会いいたしまして、今小池議員がお話のような、中小企業振興条例に定める中小企業の枠には当然入ります。ただ、第8条に定めております店舗改修事業のここで言う目的でございます中小企業者等が地域住民との触れ合いを深め、商店街の活性化を推進するため店舗改修事業を行った場合については助成金を交付するということ。更には、その対象範囲、今御指摘のありました取扱要綱、ここで言う対象のいわゆる商店街活性化に資する業種といたしまして、例えばでありますけれども、商品の小売業ですとか、卸売業等々を含めた15業種がこの商店街活性化の部分でその範囲の中に入っていると。ただ、今お尋ねのありました学習塾等の業種については、この別表の中には定めていない。その理由についても、それぞれ御説明はさせていただいたところでございます。ただ、正直申し上げて、その方への二度にわたっての説明の中では、なかなか御理解は得られていな

いという状況でございます。

以上であります。

副議長（岡崎治夫君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 特に、先ほどから説明があるように要綱において商店街と限ったということですね。それは、結局、利用者がうんと増えたら困るとか、そういう予算的なことから考えてきたことなののでしょうか。ここに実績表をいただいておりますけれども、予算額では平成20年度は13件、そして21年度は8件、22年度は20件、23年度は15件、24年度は、今現在15件というふうに、予算額はそういうふうになっているんですけども、交付決定件数はほとんど全部消化しているような、むしろオーバーするくらいにあるんですけども、これは余り増えたら困るとか、そういうような配慮から、こういったような商店街の範囲を限定して要綱にのせたのかどうかということ、それだけ最後にお聞きしておきます。

副議長（岡崎治夫君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再々質問にお答えいたします。

ただいま議員のほうから、予算と実績に対する考え方の関係でございます。あくまでも、中小企業振興条例の第8条における店舗改修事業の範囲については、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、商店街の活性化に資することを前提として定めさせていただいております。その中で、いわゆる商店の対象範囲といたしまして15業種を選定したということで、予算の利用が伸びて困るからそこに限定したということではなく、あくまでも町中のお店屋さんの売り上げ向上に資する部分ということで、この15の業種を選定したところでございます。その中に、これまでの事例といたしましては、例えば、理美容ですとか小売業、飲食業、旅館業、保険代理店業等々の事業が実績がございます。

今、小池議員が話されたとおり、予算に対して交付の実績を上回る年も一部にはありますけれども、ほぼ15件程度で、この事業については、申請は安定しているのかなと思っております。決して、この助成の枠が広がることを懸念してここに限定しているということではなく、あくまでも商店街活性化に資するという部分でこの15の業種を選定したということでありますので、御理解をお願いしたいと思っております。

以上であります。

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 私からも答弁申し上げておきたいと思っておりますが、それぞれ質問、再質問、再々質問に部長からお答えをいたしましたけれども、学習塾を経営されている方のお手紙については、私も、二度しっかり拝見をさせていただきました。親切にわかるように、お邪魔をして市の考え方を示すようにということで指示をいたしまして、そのようにお話しはしているところであります。

今回のこの条例については、第8条で言う目的については、先ほどから経済部長からお話しのとおりであります。ただ、中小企業法に基づく中小企業というのは、小池議員おっしゃると

おり、ここには学習塾とか、いろいろな各種塾等々の経営も入りますし、あわせて、建設業とか製造業とか、いろいろな業種が中小企業に入ってくるのは事実であります。しかしながら、一方では、この事業というのは一定の市民税を使うわけでありますから、予算の範囲も当然あるわけでありますし、例えば、今回はこの第8条においては店舗改修事業ということで条例上しっかりとうたわせていただいているということは、店舗を改修する、売り場等々の建物を改修するということであつたわけであつて、なおかつ不特定多数の皆さん方が御利用される。そこで商店街と、もう一方では、一石二鳥でありますけれども、地元業者の繁栄も、地元業者に発注でありますから、そこで活性化もねらうと、こういったようなことも考えているわけです。

一方では、小池議員おっしゃるとおり、生涯教育、あるいは人材育成、こう考えていきますと、学習塾なんかも当然支援策に入れていいのではないかというお話もあるでしょうし、もう一方では、建設業なり製造業なりについても、私どもは地域住民の雇用も含めて経済に相当貢献をしているのではないのか、そういう業種についても、建設業の事務室改修についてもこういうものに該当したらいいのではないのかと。いろいろなお話もあることは、実は事実なのであります。しかし、予算も限られている等々も含めて、この条例については、あくまでも商店の店舗の改修ということで位置づけさせていただいておりますので、その点については御理解をいただきたいと思うんです。

全道的に見ましても、商店の改修に100万円を補助している、あるいは、今、持ち家の新築については、地元業者に発注した場合は限度額上限100万円、あるいは改修については20万円、あるいは、今年度から議会の御了解もいただいて、高齢者のリフォームについては、地元業者に発注した場合は10万円以下の額だとか、いろいろこういったこともやっておるものですから、財源的なものもあって、当面この問題については、条例の言う、要綱で定めさせていただいた範囲の中で進めさせていただきたいと思っておりますので、この点については御理解いただきたい、このように思います。

副議長（岡崎治夫君） 18番 斉藤 昇議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 第3回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思っております。

質問の第1項目めは、一般廃棄物処理施設の建設計画の検討についてでございます。

いわゆる（仮称）環境センターでございますけれども、これの建設というのは、本市の行政にとっても大きなプロジェクトの一つになって、将来何年にもわたって土別市民の一般廃棄物、こういったものを処理していく大きなプロジェクトだと思うのでございます。

そこで、これまでも、初めは九十九だったけれども、これは自治会の皆さんの合意も得られなかったりして、学田地域に同意を求めて、そして、自治会の皆さんとも協議を進めて理解も得られたという報告もいただいているのでございますけれども、この自治会の皆さん方との協議経過、これと自治会の皆さん方が同意に至ったその覚書の内容、そして、それらを実行していく計画、これらをどういうふうにお考えになっているのか、1つにはお伺いしたいのでござ

います。

更に、若干、川西地区でありますとか、なかなか決まらなくて建設地の確定が遅くなりましたけれども、今後のスケジュール、28年には供用開始ができるようにということで、25、26、今年からも既に始まっておりますけれども、そういう計画的にやっていくように総合計画でも載っているのをごさいますけれども、これらの計画については、今後のスケジュール、これらも含めて影響はないのか、当初の予定どおり28年度の供用開始に間に合うのかどうか、この点もお答えいただきたいと思うのでございます。

更に、自治会の皆さんから出された要望、これに対する市の回答も、特別委員会などでは一定伺っておりますけれども、これも改めて市民の皆さんにもわかるように、この場からもしっかりとした答弁をいただきたいと思うのでございます。

環境センターの場所は決まったんだけど、これらの購入する土地の面積、更には建設予定地の土地の価格、購入額なんかは幾らぐらいになるのか。更に、環境センターの構想、建設費はどのぐらい予定しているのか、どういう規模のものをお建てになるのか、環境センターの構想についても、この際しっかりと承っておきたいと思えます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理施設、（仮称）環境センター建設計画につきましては、平成22年度に現処分場の残余容量調査を行い、使用年限の確定と閉鎖計画を策定し、23年度より建設候補地の具体的な検証を行い、並行して施設整備に向けた一般廃棄物処理基本計画並びに循環型社会形成推進地域計画を作成してきたところであります。

そこで、お尋ねの建設候補地の自治会との協議経過についてであります。これまで協議を進めていた九十九地区については、同意に至るまでかなりの時間を要すると判断し、6月1日の環境施設検討特別委員会に候補地として断念することを御報告したところでありますが、その後、西土別町に所在する産業廃棄物処分場隣接地を次の候補地として、学田自治会と協議を行ってきたところであります。

協議経過といたしましては、6月1日に学田地区住民で構成されている廃棄物処理対策委員会に対し市の建設計画の概要を説明し、その後、自治会全員を対象とした懇談会を6月17日、7月22日、8月28日に開催するほか、7月5日には学田地区住民を対象とした稚内市の廃棄物処理施設見学会を開催し、旧来の処分場イメージの払拭と最新の施設についての理解を深めていただけてきたものであります。懇談会においては、環境センターの建設計画や将来のごみ処理体系、しずおエコオロジー隣接地が建設候補地となった経緯について説明をし、学田自治会からは、建設に伴う臭気への懸念や地下水や河川への影響、農業の風評被害等の心配のほか、九十九地区の早期断念の理由、なぜ再び学田地区なのかとのお尋ねもありましたが、懇談会を重ねる中で懸念に対する対策や対応について説明を行い、建設への御理解をお願いしてきたところであります。

学田自治会におかれましては、建設に対する賛否や施設建設に際しての要望の取りまとめについて、役員会及び3度の臨時総会で協議され、9月4日に自治会から建設に同意することを前提とした要望書が市に提出されたところであり、この要望に対する市の回答内容を踏まえ、学田自治会におかれましては、広く土別市全体の視点に立ち、施設受け入れについて苦渋の判断をしていただいたところであり、9月6日に建設を前提とした各種調査の実施及び調査結果に問題がなかった場合の建設同意について、覚書の締結に至ったところであり、

次に、建設予定地の確定が遅延したことによる全体スケジュールについての影響について御質問がございました。

当初の予定より測量調査の着手が4カ月ほどおくれしており、基本計画の策定や来年以降の総合評価による建設業者選定についても、評価委員会の日程が若干厳しいものになると予想しておりますが、施設計画設計のコンサルタントと密に協議を重ねており、現時点においては、28年度の供用開始については可能であると判断しているところであります。

次に、自治会から出された要望に対する市の対応についてであります。

環境センター建設に伴う地域からの要望事項につきましては、1つに、産業廃棄物処分場を含めた緑化対策、2つには、北西川の河川整備と農業用水の確保、3つには、交通安全対策、排水路整備、4つには、旧学田スキー場周辺の観光地区としての整備、5つには、将来の自治会館の建てかえ時の助成などについて要望が出されております。

市の対応といたしましては、環境に配慮した最新の施設を計画するとともに、北西川の整備については、現況を調査し、しゅんせつ、護岸整備を年次的に進めていく考えであり、交通安全対策につきましては、国道239号線の歩道延長並びにバスレーンの整備、更には、施設への出入り口の安全対策として右折帯や速度警告標示、侵入車両警告などについて、国と協議の上で検討することとし、排水路整備については順次調査を進めるほか、学田地区は羊と雲の丘があり、本市観光の拠点でありますことから、市といたしましても、フットパスの延長や休憩施設を設けるなど、観光地にふさわしい整備を検討するとともに、学田自治会では、近い将来自治会館の建てかえなども予定されているようでありますので、市の観光施設として一体的な整備の可能性についても、自治会と協議していきたいと考えているところであります。

学田地区は、現処分場を初め、旧衛生事務組合のし尿処理施設など、40年以上の長きにわたり廃棄物処理施設について受け入れていただいていたところではありますが、今回、本市の将来を見据えた中で再度受け入れをお願いしたところであり、大きな見地から同意された自治会の皆様には最大限の敬意と感謝を申し上げますとともに、今後自治会と協議を重ね、市としてできるだけの対策を講じ、地域の皆様の要望にしっかりとこたえてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、私の答弁といたしますが、購入の敷地面積、あるいは、現在予定しています購入価格等々については、市民部長のほうから御答弁申し上げます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） 建設候補地の地権者との交渉の状況、あるいは価格の関係、それと事業費の関係につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

地権者の方とは、環境センターの建設候補地を3カ所に絞った時点で、その建設する際の土地の売買について事前に協議をいたしております、一定の内諾を得ております。そこで、土地の価格についてですけれども、今年の1月、図面上での近傍地の売例などを参考にして、不動産鑑定士の方に簡易鑑定をお願いしたところであります。その結果、おおむね平米100円前後という簡易鑑定の結果でしたので、今大体16ヘクタールを計画してありますので、土地だけの単純計算でいくと1,600万円程度になるのかなというふうに考えてございます。ただ、一部立木、あるいは構築物等がありますので、それらの補償の関係、あるいは道路等を寄附していただけるのかといったような関係、これにつきましては、今回地元の同意を得ましたので、早急に不動産鑑定をお願いいたしまして正式な価格が出た後に、今後地権者と詰めたいと考えております。恐らく、トータルで2,000万円前後になるのかなというふうに考えております。

その土地の契約につきましては、これからやります環境影響評価、それらが来年の6月ぐらゐまでかかりますので、その結果を市民に縦覧した後、正式な土地の契約ということになるというふうに考えております。

次に、事業費と建設年度の関係についてでありますけれども、基本設計、あるいは実施設計、今後これらの成果が出てまいりますので、現在、総合計画上の概算になりますけれども、24年度から27年度までの4年間の計画で、総額約36億円程度で総合計画上に掲上いたしております。

それで、その内訳ですけれども、24年度につきましては、環境影響評価、これにつきましては、水質の検査、あるいは大気汚染、騒音、振動の関係、それと土壌の調査等を行いまして、環境センターが建設された際、それがどのように変化していくのかということ調査をいたします。それと、基本計画の策定、あるいは現地の用地の測量、地形測量等を、今年度約6,700万円ほどで実施をいたします。その後、来年25年度につきましては、環境影響評価、これは2カ年にわたって行わなければなりませんので、その残りの部分、それと、先ほど申し上げました用地の買収、それとリサイクルセンターのほうの実施設計、それらを終えて入札に必要な手続をとって、業者を決定してまいりたいというふうに考えております。業者が決定後、実際の工事につきましては、26年、27年の2カ年度で計画をいたしております。

それで、概算の事業費になりますが、環境センター、いわゆる屋根つきの埋め立て施設のほうにつきましては現在23億円程度。そして、そこに隣接してリサイクルセンター、ペットボトル等、あるいは資源物等をそこできれいに分別して、資源物として活用できるものについては活用するという方針でありますので、それらを分別するセンター、それらを12億円程度で考えてございます。

いずれにいたしましても、例えば、基本計画、あるいは実施設計等ができた時点では、特別委員会のほうにお諮りいたしまして、今後の方向性について、また御相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 再質問をいたしたいと思いますが、今、部長のほうから総額36億円ぐらいとの答弁がなされましたけれども、これは、市の一大プロジェクトだということと同時に、相当地元業者が仕事につけるのではないかと。機械その他は、やはり地元業者というよりも、専門的なものが利用されたりすると思うんだけれども、地元業者が、造成とか、建物とか、そういうものが相当あるわけですよね。こういうものにも参画をして、そして、地元業者の雇用の場の提供でありますとか、建設業界との話し合いなど、こういうものはしっかりとやっっていけるのかどうか、この点はいかがでしょう。

副議長（岡崎治夫君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） 再質問にお答えいたします。

これまでも、市の方針といたしましては、できるだけ工事については地元のほうでお願いしたいという考えがあります。ただ、環境センター、いわゆる埋め立て施設のほうにつきましても、今回総合評価ということを考えておまして、その部分で業者をどういうふうに変定していくのか。例えば、環境センターの、いわゆるプールの的なものをつくるということで、今でいうと五重ぐらいの絶対漏れないような遮水シートを敷かなければなりません。その遮水シートを張っていく技術というのはかなり特殊な技術ということになりますので、やはり、そういうことができる会社と地元とのJVというのが基本になろうかなというふうに考えています。

一方、リサイクルセンター、あるいは例えば管理棟、そういった部分については地元のほうでできると思いますので、それらについては、できれば市のほうで実施設計を組んで地元が発注をすると。それと、造成の部分につきましても、一次造成、二次造成というように分けて、できれば粗造成みたいな部分については別発注で地元のほうに発注をしたい。そういった部分についてもこれから検討するところですが、議員さんが言われたとおり、特殊な機械については地元には発注できないと思うんですが、できる限り地元が参加できるような方向では検討していきたいというふうに考えております。

副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君）（登壇） 次の質問は、北拓フーズの事業廃止と市との関係についてであります。

去る8月17日付の道新朝刊で、北拓フーズが破産手続を開始したと報道されました。この北拓フーズについては、本議会でも補助金をめぐって、その返還でありますとか、さまざまな問題で議論もしてきたところでもございます。23年2月の第1回定例会では、休止という方向が示されておられなかったんだけれども、その後判断したいと、こういう回答であったかと思うんです。

特に、昭和61年に士別市の企業立地促進条例が定められて、これに基づいて補助金を出しているんだけれども、この事業にかかわる設置補助金、あるいは雇用奨励補助金と、これらほど

の程度北拓フーズには支払われたのか。3年以内に倒産に至った、そういう事例があった場合、倒産だとか、廃止というふうになった場合には補助金を返還しなければならない。こういうふうになっていて、この前のときにも、その返還を求めるべきではないか、こう申し上げたんだけれども、そういうことはそのままにされて今日に至ったのでございます。営業を休止されてから後の北拓フーズへの対応、補助金の返還を求めるとか、そういう措置をとってこられたのかどうか。そして、今回事業廃止になったということも踏まえて、補助金の返還を求める、そういうことを行ったのかどうか。破産したんだから補助金の回収の見込みがないんだということで、座して死を待つばかりではなくて、やはりきちんとした手続をとっていくべきだというふうに思うんだけれども、いかがでしょう。

更に、補助金の返還、これを求めることができるのはどういうときなのか。例えば、税金の滞納、固定資産税なんかもあると思うんだけれども、こういう補助金とか税金、これらの返還を求めるいわば優先順位、こういうものはどういうふうになっているのか。破産管財人も含めて、そこでいろいろな検討がなされていくと思うんだけれども、この点はどうお考えになっているのか。

こういう事例を見たときに、今まで余りなかったんじゃないか。3年以内に倒産して補助金の返還なんていう事例はあったのかなかったのかということも含めて答弁いただきたいのと、更に、補助金は一括交付になっているわけですね。だから、事業が開始されて、一定の推移を見て、そして分割して補助金を交付する、そういうことをやはり考えるべきではないか。一括して補助金を先にやってしまうわけだから、そうすると、その企業が軌道に乗るのかどうかということも余り見きわめないうちに出してしまうということになると思うんで、一定の実績を見た上で補助金の半額を再度交付するという分割補助金の決定、こういうことも考えておく必要があるのではないか、こう思うんだけれども、この点についての考え方もお聞きしたいと思います。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市では、昭和61年に土別市企業立地促進条例を定め、鉱工業の開発促進と企業の立地を促進するため、市内に事業所を新設、あるいは増設する場合、固定資産税の免除や設備投資等に対する助成を行い、本市の経済発展と雇用機会の拡大に努めてきたところであります。

お尋ねの有限会社北拓フーズにつきましては、市内武徳町の農業生産法人から分離して、平成10年に農産物の仕入れや販売等を目的に設立以降、平成16年には大根の加工販売のための食品加工場を新設し、平成21年には旧デイジー食品土別工場の用地及び施設を取得し、生産体制の増設を図ったところであります。

市では、平成16年の工場新設の際、さきに申し上げました企業立地促進条例に基づき、事業所設置補助金として上限の4,000万円、建設用地取得補助金として12万4,000円、雇用奨励補助金7名分として210万円の合計4,222万4,000円を平成16年度から3力年で助成、更に、平成21

年の工場増設の際には、事業所設置補助金として764万9,000円、雇用奨励補助金5名分150万円の計914万9,000円の交付を決定したところでございます。しかしながら、平成22年の天候不順により原材料の大根が不足し、他の市場から調達したものの資金繰りに窮し、結果的には、年末で従業員を解雇し、会社は休業の状態となったところでございます。

そこで、北拓フーズでの営業休止後の対応についてであります。平成23年1月からは、事業継承を目指す別会社が施設を借り上げ営業を開始されておりましたが、仕入れ先を地元などで安定的に確保できなかったことから5月末で閉鎖となり、更には、市内の農業生産法人が農地とあわせ工場施設の活用について協議を重ねておりましたものの、最終的には合意に達するには至りませんでした。また、この間、道外の食品加工場から施設の活用について照会がありましたが、建物の建築年数が経過しているとともに、地下水の確保が十分でないといった課題もあり、誘致には至らなかったものであります。

次に、市が交付した補助金の取り扱いについてであります。本来であります。条例第12条では、操業を開始した日から3年以内に操業等を休止し、もしくは廃止したときは補助金の返還を求める規定であります。経営の悪化により倒産したときは補助金返還を除外しているため、この間、再開に向けての取り組みについて推移を見守ってきたところであります。しかしながら、北拓フーズにおいては、平成24年2月に補助対象の設備の一部を廃棄処分したことから、補助金返還の要件であります操業等を廃止したときに該当すると判断し、平成22年度までに既に分割して交付した2年分の事業所設置補助金535万4,000円、雇用奨励補助金150万円の計685万4,000円について、平成24年3月30日付で補助金返還を通知したところであり、先般、破産管財人に対し、改めて市の債権として届け出をいたしたところでございます。

次に、北拓フーズの破産手続と補助金回収の見込みについてであります。

北拓フーズは、旭川地方裁判所に対し自己破産を申請し、8月1日に破産手続の開始決定を受け、現在、破産管財人のもとで各種債権を調査中であります。10月31日には債権者説明会も予定されており、その後、配当財産の回収や債権者集会を経て裁判所による破産手続が決定されると伺っており、市が請求した補助金がどのように取り扱いされるのか、動向を注視してまいります。

次に、操業開始3年以内に、今回のように補助した事業者が倒産に至った事例でありますが、制度開始以降、31件の事業所に対し助成してまいりましたが、倒産に至った事例は今回が初めてであります。斉藤議員から御指摘のありました補助金の年度内一括交付は、今後分割交付も含め、十分検討していく必要もあると考えております。

本条例を適用いたしまして、これまで31の事業所で投資総額約68億5,000万円、用地取得費は1億2,300万円、新たに133名の雇用の場が確保されたところであり、今後とも、農林業を基幹産業とする本市の特性を生かした6次産業の取り組みなど、本条例による助成制度を用いて民間事業者の設備投資を促進し、本市経済の発展と雇用機会の拡大に努めてまいります。

また、税と補助金の回収について、どちらが優先されるのかといったお尋ねがございました。

こうした債権を含めまして、破産による換価処分、いわゆる、お金にかえたときに、法律で優先順位が一応定められておりまして、順番には、管財人に対する報酬や裁判費用、次に抵当権の被担保債権、次に国税・地方税に続き、私どもが今回求めました市の補助金については一般破産債権となっております。そうしたことから、地方税のほうが優先するのかと考えているところでございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 破産管財人のもとで各債権の調査中だと。そういうふうになって、今度は、それらが整理されると債権者集会が行われるわけですね。そうしますと、市は、固定資産税も含めて、補助金、これらも求めてこれらの債権者集会に出て行くべきだというふう思うんだけど、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

副議長（岡崎治夫君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

今後行われる債権者集会の関係でございます。

先ほどお答えしたとおり、10月31日に債権者説明会が開催される旨の通知がございます。これにつきまして、私どもの市の補助金を回収するといった観点から、うちの担当課長がその債権者説明会に行って、いろいろ話をお伺いするという予定でいるところでございます。

以上であります。

副議長（岡崎治夫君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 次に、公契約条例の制定についてでございますけれども、本議会でも何回か公契約条例の制定について質問もいたしてまいりました。市のほうも、これらについて、全道各地の、あるいは全国的にも、そういうふうに制定しているところなんかも含めて検討するという答弁でございました。

この公契約条例は、皆さんも御承知のように、自治体が発注する公共工事や委託など、これらに従事する労働者の賃金や労働条件などの確保を契約事項に加え、労働者の生活の安定を図ること及び公共サービスの質を向上させ、地域経済や地域社会を活性化することを目標にしたのが公契約条例でございます。

この条例を制定する自治体も、そしてまた検討する自治体も増えておりますけれども、本市のこれまでの取り組み、そして、有識者や市民で構成する検討委員会の立ち上げなども考えなければならない、こういう答弁もされていたと思うのでございますけれども、真剣に、公契約条例の制定のためにこういう検討委員会なんかも早期に立ち上げていくべきだと思いますけれども、これらのお考えはどうなのか。私は、早期の条例制定のために一層の努力をして、今年度中とは言いませんけれども、早期にこういう条例をつくっていく、そのために努力をすべきだと思いますけれども、答弁を求めます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

近年、公的施設における指定管理者制度の導入を初め、地方自治体業務の民間委託が広がり、公共工事においても一般競争入札の拡大が進む中、都市部を中心に価格競争の激化によって委託料や入札価格が低下し、その結果として、従業員や下請労働者に対する賃金、労働条件の低下等の問題が取り上げられているところであります。

このため、自治体が発注する公共工事や委託事業などに従事する労働者の賃金や労働条件等の確保を契約事項に加え、労働者の生活の安定を図るとともに、公共工事及び公共サービスの質を向上し、地域経済や地域社会を活性化することを目指した公契約条例が、千葉県野田市を初め、神奈川県川崎市、相模原市など、全国では6団体で制定されております。このほか、厚生労働基準や雇用の適正な確保を盛り込んだ公契約条例に準じた独自の条例が高知市など3団体で制定されております。また、道内においては、札幌市が本年3月に条例を提案したところではありますが、現在継続審議中となっており、モデル事業を実施する中で、課題等の検証を行っているところであります。

本市においては、これまで斉藤議員から幾度かにわたり御提言をいただき、公契約条例について制度の調査研究を行ってまいりました。ただいまのお話にもありましたように平成22年度には全道各市にアンケートを実施して、検討の有無、導入予定などの取り組み状況とともに、公契約に対する考え方を確認したほか、昨年からは、総務部と建設水道部とにおいて、基準価格の設定、対象工事、そして請負業者への負担など、想定される課題等について検討いたしているところであります。

そこで、条例を制定をすべきということではありますが、平成21年に公共サービス基本法が施行され、その中において、国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするために、従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする規定されたところであります。また、自治体には厚生労働基準の実現を図る責務があり、官製ワーキングプアをなくすための取り組みが求められております。野田市の事例では、公契約条例を施行した後に、清掃委託業務に従事していた労働者の賃金が時給100円程度上昇するといった効果も報告されるなど、公契約条例の制定によって地域全体の賃金水準が底上げされるなどの効果については、十分に認識をいたしているところであります。

しかしながら、一方では課題もあるわけでありまして。1つには、公契約条例によって、受注者がその雇用する労働者に支払わなければならない最低賃金や報酬下限額などの水準をどのように設計し、基準を何に求めるのが重要となってまいります。野田市、川崎市など先進地における最低賃金等の定め方の基準は、工事請負契約については公共工事設計労務単価、これは農林水産省と国土交通省による、いわゆる2省協定と言われるものに基づく職種別賃金を基準としており、支払い賃金等の水準はその80から90%となっておりますが、この地域の企業は、この水準を達成できるのか否かとの検討も必要になってまいっているわけでありまして。また、業務委

託契約に関しては、公共工事設計労務単価のような人件費に係る公の積算基準がないため、生活保護基準や行政の類似職種の給料から時給単価を導き出し職種別の最低賃金を設定している状況にありますので、同様の作業も必要となってくるわけであります。

これらの賃金水準や額の設定のほか、賃金支払いの状況の確認、あるいは調査の方法、更には、こうした制度を審査するため、有識者を初め労働者や使用者の代表などで構成する委員会も必要と言われております。このほか、業務委託は、清掃作業から警備業務、コンピューター関連事業まで多くの職種があり、これらに対し網羅的に一律の最低賃金を定めることの是非に加え、建設工事における熟練、未熟練のように、業務委託においても経験による差をどう反映するのか。更には、札幌市の条例案では、適用対象となる契約や協定の要件として、予定価格5億円以上の工事、業務委託では1,000万円以上と規定されておりますが、この基準をいかに設定するのか、また、立入検査や契約解除などの権限をどう規定するのかなど多くの検討課題があります。

特に、条例の実効性を確保していくためには、業界団体との問題意識の共有も重要な要素となってまいります。受注した業者が条例に基づき最低賃金以上の賃金を支払う場合、下請業者は、元請業者、または、その上位下請業者との間でそれ以上の賃金を含んだ取引を行う必要があります。例えば、元請業者などが取引関係の優位性を利用してこれを抑制するようなことがあったとすれば、条例どおりの賃金を支払うことが困難となるわけであります。よって、公契約条例が正しく機能するためには、元請業者が責任を持って下請業者に最低賃金以上の賃金支払いを保障する必要があることから、元請、下請のより公正な取引関係の構築が必要になるものと考えられるものであります。

また、条例の制定に当たっては、まちづくり基本条例の理念に基づく市民参加や情報の共有化などが求められることから、一定のパブリックコメントによる市民合意期間が必要になるほか、議会におかれましても十分な審議をいただく期間を要するものと考えております。更に、札幌市の事例で見ますと、業界団体との意見の違いから議会内でも反対論が多く、継続審議となっている状況もありますことから、条例案を視野に入れたモデル事業の試行についても検討しなければならないものかと考えるところでもあります。

今後、早期の条例制定に向けては、現行入札制度のあり方も含め、建設協会等との意見交換を行い、より具体的な研究検討はもとより、課題の整理を図るとともに、さきに申し上げた高知市などでの公契約条例に準じた公共調達基本条例の制定といった動きもありますことから、これらを参考に、本市にとっての条例のあり方について検討を重ねてまいりたいと考えております。

ただいまの御質問にありました委員会の設置についてであります。今議会でもコスモス苑の指定管理等々、この場で論議がされてまいりましたけれども、私どもは、平成26年度にある程度の指定管理などの形も整えたいと思っておりますので、そういった指定管理をした場合に、そこに働く人たちの適正な労働基準が守られるといったことも念頭に置きながら、そういった

指定管理をする場合の基準要求書の中に、こういったふうに公契約条例的なものを盛り込めるかといったものも検討しなければならないと思いますし、また、そのほかの委託業務や何かについても同様のことが言えますので、まずは、事業者、そして、そこに働く人たちなども一堂に会して論議できるような、また、第三者的な立場でいろいろ御意見をいただく学識経験者なども入って論議できるような委員会の設置について、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 働く人の賃金で見れば、1カ月働いて生活保護基準にも到達しない、これが最低賃金ですから、生活保護基準以上の賃金が必要だということ言えると思うんですよ。だって、最低限度の生活を保障するのが生活保護基準なわけですから、生活保護は受けなくて働いて、そしてその賃金水準が生活保護基準よりも低いという、こういう実態があるので、私は、やはり、そういう働く人々の福利厚生や、そして賃金水準がどうなっているのか、こういうことなんかも、労働行政の面からもよく目配りをしてやっていくべきだと思うんだけど、この点はいかがお考えでしょうか。

更に、今高知市などで公共調達基本条例の制定などが検討されていると言われるんだけど、この公共調達基本条例というのはどういうものなのか。この際、わかっていればお知らせをいただきたいと思うんです。市としても、こういうことも含めて検討していくのかということで、その調達条例というのはどういう骨子になっているのか、この際承っておきたいと思えます。

副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、最低賃金と生活保護基準というお話がございました。確かに、今北海道では、最低賃金が上がったとしても、まだ生活保護の基準に至っていないということがあって、これは全国的に今大きな話題となっているわけでありましてけれども、私どもは、先ほど申しました、これから検討をしていく上においては、そういった、いわゆる厚生労働基準というのは、そこで働く方がしっかり生活ができるだけの賃金とはいかにあるべきかといったことも、これは基本的な事項として入ってくるわけでありまして、そのことも十分に念頭に置きながら、委員会のほうを設置した場合にはその中にも論じていただきながら、しっかり方向性を見出していきたいというふうに考えております。

それと、高知市における公共調達基本条例でありますけれども、これは、基本的には、公契約条例は一定以上の賃金の支払いを規定するという事なんですけれども、例えば、請負工事などのような場合は下請、孫請といったようなこともありますし、先ほど御答弁の中で申し上げましたけれども、職種によっていろいろ賃金も変わってまいりますし、また、例えば工場と同じものを毎日つくるといようなものではなく、我々が発注する公共工事というのは、いわば一つ一つがオーダーメイドのようなもので、そのときそのときに違ってまいりますので、そ

こにその人の熟練さがどのように反映されるかといったこと、いろいろ複雑な要素が入ってまいりますので、そういった中において、しっかりと賃金が支払われるかどうかという確認が相当膨大な作業量になるということで、まず、そういった公契約条例によるものについてはちょっと難しいのではないかといった判断を基準として、公共調達基本条例というものができたものであります。

それは、行政とそれぞれの事業者の間に、それぞれの役割、責務を置くといった条例になっておきまして、例えば、市の責務としますと、そういった公共調達をする場合に、公平性、公正性、競争性、透明性、こういったものをしっかり持つという責務を、まず市は負うと。それと、事業者の責務としては、地域の発展と社会福祉の向上、それと社会的価値の実現に努めることといったような責務を負わすということでありまして、その社会的価値の向上の社会的価値ということの中には、厚生労働基準、ここには賃金体系についても入ってくると思いますけれども、そういったしっかりと生活できるような賃金体系も守っていくんだよといったことを、額を決めるということではなくて、そういった姿勢で事業に臨みなさいといったことの責務を負わせるという内容の条例でございます。

以上です。

副議長（岡崎治夫君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時48分休憩）

（午後 3時00分再開）

副議長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番 菅原清一郎議員。

12番（菅原清一郎君）（登壇） 平成24年第3回定例会に当たり、通告に従って、一問一答での一般質問をいたします。

初めに、朝日町の今後の振興策について質問をするのであります。

平成17年9月の合併後から、今日の朝日町地域の変化と、これからのまちづくりをするための方策についての提言とお願いであります。

質問に入る前に、朝日町の合併時と今日の比較を先にしたいと思います。人口では1,843人が1,528人のマイナス315人で、減少率はマイナス17.1%、世帯数が856世帯から793世帯のマイナス63世帯の7.4%減。更に、高齢化率は39.4%から47.9%へ大幅に増加して、人数は、奇妙であります。合併時と同数の730名。小学生は64人から55人のマイナス9人、総人口の減少率と同数であります。中学生は31人から28人のマイナス3名の10%の減少になっております。総合支所職員数におかれましては、72名から42名の30名の減少でありまして、その減少率は

41.7%の減であります。そして、基幹産業のうち農家戸数においては140戸から114戸のマイナス26戸のマイナス18.6%の減少であります。商工業については、総会員数が82人から58人に24人の減少で、マイナス29.3%。建設業に至っては、15社からマイナス6社の9社で減少率はマイナス40%、製造業が10社から2社でマイナス8社。減少率は80%の大幅減であります。小売業、サービス業が41事業所から29事業所のマイナスでありまして、12事業所がマイナスになってございます。

町内の消費購買動向のうち、一般食料品や日用雑貨品においては、その推移を見ますと町内で46.9%あったものが35.5%まで落ち込み、逆に、土別市内の流出で、その比率が39.2%から48.8%となっております。特に、平成20年以降、土別市への購買流出が目立っているのであります。合併によっての地域振興は、人口の大幅な減少と各事業所の倒産、廃業等によって労働者の雇用にも大きく影響し、本当は、朝日町は合併前の町の姿は大きく失われてきておるのであります。このことから、朝日町からの若者の定住化がなくなっており、高齢者だけの町に大きく変貌してきているのであります。

土別市の合併に関する検証によりますと、合併の効果は、人件費を初めとする大幅な経費の削減が図られたとあります。町長や収入役等の理事者の数が減った、議員数は34名から20名となり、職員数は672名から534名になりました。その成果は5年間で38億円の削減がされたとあります。行財政経費の削減では、効率的な行政運営で3億円が節約され、数字上は大きな財源が削減されているのでありますが、果たして我々の生活面での効果はどれほどあったのでしょうか。朝日町地域は、合併前と比較すると格段に寂しい町と化してしまったと思っているのは私だけであるのでしょうか。先ほどの比較した数字以上のはかり知れない衰退は、この合併が町民の幸せに結びつく合併だったとは到底言えるような成果は少なく、残された地域住民は将来に不安ばかりの今日であります。

確かに、小学校の改築、特養の増床に、地域交流施設の新設などのハード事業はされたものの、住民のための各種福祉事業等や生活関連の施策は、すべてが本市に統一され、その負担額は、本市から20キロメートル離れた山村地域の住民生活を一層困難にしているものも事実であります。しかしながら、もうもとは戻れなく、土別市朝日町として生き抜いていくしか、今の私たちには選択肢がないのであります。

そこで、朝日町の住民が安心して暮らせる希望の地としていくための提案をさせていただきたいのであります。

基幹産業の農林業の衰退と事業所の大幅な事業休止や廃業によって雇用が失われたことなどが原因での合併時からの人口減少が起因して、地元で生活していくための最低限の食料品の購買が減少しており、このまま推移していくと、近々に現在3店舗ある食料品店舗の存続が厳しい状況にあることから、朝日町地域で暮らしていく地域住民の生活を保護していくためにも、定住人口が減少する中では、現在の施設を利用する合宿等に訪れる流動人口の絶対的な確保と今後の施設の充実により、一人でも多くの宿泊利用者に期待するのが、食料品商店の存続営

業につながるものであります。

合宿者の推移を検証してみますと、スポーツ合宿では、その利用者数が、合併時の6,142名から23年度末では6,041名と、横ばいというよりは100名のマイナスであります。文化団体とその他の宿泊者数が1,383名から、同じく23年度は1,403名で横ばいとなっております。合計では、宿泊者総数は7,525名から7,444名となっております。合併時からすると23年4月オープンした地域交流施設和が舎を開業したにもかかわらず、宿泊者数は合併時と比較するとやや減少している状況となっております。ただし、地域交流館和が舎の建設前年と比べますと、宿泊者数は6,850名から650名増加しており、指定管理者制度での経営も、収入増によって黒字経営されていることは、大変喜ばしいことであります。

そこで、この175名の定員の宿泊研修施設と和が舎を活用しての合宿者の練習環境の整備充実が必要となってくるのでありまして、提案であります。トレーニングセンターのアリーナ部分の増設をすることで、より一層の合宿が見込まれることになるのであります。

合宿の動向や利用者の声を聞くときに、最近ではスキー合宿者の自然減少によつての利用者減少が進行しておりまして、かわりに増加しているのは、スポーツではバレーボールやバスケット競技団体や、文化面では以前からの吹奏楽団体が継続して施設の利用がされているのであります。特に、バレーボール合宿は学校単位の15名から20名で、5校程度が合同での合宿をしており、1面のコートで狭苦しい現状であることから、小学校の体育館を一部利用している状況にあります。朝日に合宿に来る利点は、環境のよさと、一番に宿泊料金が安いということであるのであります。

昭和37年ころから、合宿者が約半世紀にわたって利用されてきているのでありますが、その恩恵は、おのずと朝日町の経済にも大きく反映されてきていることは御承知のとおりであります。トレセンは朝日町時代に建設されたのですが、当時アリーナ部分2面を設計に入れていたのでありますが、農業構造改善事業の活用もあって、それと町民だけの利用ならば広過ぎるという意見もあり、将来増設できるように、北側に用地の確保と、北側の壁は簡易的な構造になっております。合宿者の利用増によって、食材等の物資の購入によって食料品店の営業が継続され、そのことで朝日町地域に最低限生きていくための食料購入の道が閉ざされることがなくなることから、ぜひとも、朝日町の地域振興策の一つとして早急に農業者トレーニングセンターの増設を強く要請いたしますが、市長の御意見をお聞かせください。

また、高齢者の福祉介護施設の充実も、地元商店に大きな影響もあるのでありまして、他の産業が衰退する中で、特別養護老人ホームや民間で経営している介護施設にも朝日町ならではの今後の振興していくための最後の道だと思っております。介護福祉政策の第5期計画中などの整合性はあるものの、今後も福祉によるところのまちづくりが望まれるところではあります。民間企業の投資も活用しながらの介護福祉施設の新設や増床の計画は立てられないものかもお聞かせください。

そして、行政側として、朝日町地域の定住人口の流出防止にはどんな施策を立てているのか

と、基幹産業や商工業の大幅な衰退の中での振興策も、あればというより、あるのでしょうかから、この機会にお聞かせください。

公共施設の新設はないにしろ、施設の改修・補修の関係や維持管理を含めての予定や今後予定されているトレセンの指定管理に対するタイムスケジュールも含めて、その内容をお聞かせください。

そして、先ほどトレセンの増設の要請をしたのですが、学校適正化計画の朝日中学校の校舎は昭和50年築でありまして、屋内体育館は平成3年に改修されているのでありますが、耐震化が急がれる今日であります。予定では第2期に糸魚小学校の体育館の共有化を視野に改築を検討するんだという教育委員会の計画書の内容であります。災害発生によつての診断や災害予防等の対策が国じゅうで関心が高いことから、その予定年次をはっきりお知らせください。

以上、朝日町の今後の振興策と問題点について質問いたしましたが、合併によって極端に地域経済やあらゆる産業の衰退が大きい上に、働く場所の確保が厳しく、新たな雇用の創出もなく、更に、地元の商店が先行き不透明な状況下であるがための、私からの提言と要望でしたが、どうか一日も早い振興策を講じていただき、朝日町住民に夢と活力を与えられるようにすることが、合併してよかったと言えるのではないのでしょうか。トレセンの増築や介護・福祉施設の増設や新設は、このたびの質問で初めてのことでもありますが、どうか建設的な答弁を期待して、この質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から朝日地区の人口流出防止と振興策及び農業者トレーニングセンターの増設について答弁申し上げ、公共施設の新規予定や維持管理と指定管理及び高齢化対策のための施設整備については朝日総合支所長から、農業者トレーニングセンターの維持管理及び朝日中学校の耐震化については教育委員会から答弁申し上げます。

朝日町の今後の振興策にかかわって、合併時と現在の人口等の比較をもとにしてのお尋ねがございました。朝日地区の人口の推移を見ますと、昭和35年の6,754人をピークに年々減少を続け、合併時の平成17年と現在を比較しますと、菅原議員お話しのように、17.1%の減少となっております。人口減少の要因といたしましては、農業者の後継者不足による離農、商工業の景気低迷による不振や後継者不足、更には、農業と並んで基幹産業となっている林産業の情勢悪化などから、これらに従事する人口の流出が続いたこと、加えて、営林署や北海道企業局の統廃合など、多々あるわけではありますが、これと同様に、市内各地区を比較いたしますと、中央地区が8.2%の減、上士別地区が17.8%の減、多寄地区が17.9%の減、温根別地区が23.2%の減となっており、大変憂慮すべきことではあります。人口の減少は朝日地区に限らず、市内各地区においても同様の傾向にあります。

このため、地域の活力を失うことなく更なる発展を目指し、地域に存在するさまざまな資源を生かしながら、市民と行政との連携のもとに新たな活力を生み出すためにも、本市のまちづ

くり計画であります新市建設計画及び土別総合計画に基づき、各種施策・事業を着実に実施してまいりたいと存じます。

そこで、朝日地区の人口流出防止と振興策についてであります。

菅原議員の御提言にありますように、現在の施設を利用して合宿等に訪れる流動人口を確保することは、定住人口の流出防止と町の活性化につながるものであり、重要な施策であると認識いたしております。朝日地区において、地域交流センターや朝日サンライズホールは、地域振興の核となる施設であり、これら施設を拠点としたスキージャンプや文化・芸術活動を中心とした大会や合宿に加え、新たな利用団体の誘致活動を展開するとともに、天塩岳登山や岩尾内湖でのカヌー、農産加工などの体験型観光客の開拓、週末移住・季節移住などの短期移住や二地域居住なども含め、朝日地区の魅力を広く情報発信し、交流人口の更なる拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、地域経済を支えている農林業や商工業の振興は何よりも重要でありますことから、今後ともその基盤づくりを進めるとともに、各産業間の連携のもと、この地域の特性や資源を生かした特色ある産物や付加価値を高めた商品の開発を一層支援するなど、地場産業の振興を図りながら、地域住民の皆様と一体となり、朝日地区の振興に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、農業者トレーニングセンターの増設について御提言がございました。

朝日農業者トレーニングセンターは、昭和57年度に建設された施設で、アリーナ部分は、バレーボールコートが大会として1面、練習では2面を確保できるとともに、トレーニングルームも完備されておりますので、基礎トレーニングを含む合宿プログラムを組むことができる施設として活用されているところでございます。バレーボールの合宿では、本施設の2面と糸魚小学校体育館の1面及び朝日中学校体育館の1面を加えて、最大で4面のコートを利用することが可能となっておりますので、宿泊可能人数に応じて複数の学校の合同合宿が夏休み、冬休みなどを中心に複数回実施されているところであります。合宿でのアリーナの利用状況は、平成23年度実績で延べ2,396人、13回で48日間の合宿利用があり、テニス、バスケットボールなど、バレーボール以外の競技におきましても、トレーニングルームなどは合宿者に有効に御利用いただいているところであります。

また、農業者トレーニングセンターにつきましては、議員御指摘のように施設の北側には増築スペースが確保されてはおりますが、日常的な市民の利用者数が現況以上のスペースを必要とするようになっていないことや、アリーナを使用する合宿団体数が増加していないことから、旧朝日町時代においても増設が具体化するには至っていない状況であり、現状におきましては、糸魚小学校や朝日中学校の体育館も有効に利用することで合宿に対応してまいりたいと考えておりますが、将来において、更に多くの利用が見込まれる状況となる場合は、増設等の対応を含めた検討をいたさなければならないと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 高橋朝日総合支所長。

朝日総合支所長（高橋哲司君）（登壇） 私から、朝日町の今後の振興策にかかわって、高齢者介護・福祉施設の新設や増床計画と公共施設の改修や維持管理を含めての予定についてお答えします。

まず最初に、朝日地区の振興策の一つとして、高齢者の介護福祉施設の新設や増床の計画を立てられないかとのことについてであります。

本市の高齢者福祉につきましては、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画期間中において、国の経済対策等を活用することにより、特別養護老人ホームの増床やグループホーム、小規模老人保健施設など5施設で115床の施設整備がなされたところであり、更に、平成24年度から26年度までの第5期計画においても、有料老人ホーム1施設30床の新設と、朝日地区ではグループホーム9床の増床が計画されており、本市全体での高齢者施設は13施設447床となり、そのうち朝日地区の施設整備総数は、特別養護老人ホーム50床、グループホーム27床で、計2施設77床となり、本年8月末の65歳以上の高齢者数で換算すると、100人当たりのベッド数は市全体で6床、朝日地区では11床となります。他の道北5市との比較では、名寄市が4床、富良野市4床、稚内市4床、留萌市4床、紋別市3床となっており、本市の施設整備率は高いものとなっております。

菅原議員御指摘のとおり、こうした施設が整備されることで、施設入所待機者の解消はもとより、雇用の場の確保や地元経済に与える波及効果など、地域経済の活性化に大きく寄与するものであると考えますが、今計画期間中における新たな施設の建設や増床の計画変更については介護保険料の見直しが必要となり、高齢者にとって負担が増加することにもつながるため、現状では極めて困難な状況にありますことから、今後の福祉施設の整備については、平成27年度から29年度までの次期計画に向けて、高齢者人口や要介護認定者数の推移、施設入所待機者の状況等を分析するとともに、市内民間事業者の意向等も含めた中で総合的に検討し、計画に反映させてまいりたいと存じます。

次に、朝日地区における公共施設の改修や維持管理を含めての予定についてであります。

朝日地区の公共施設につきましては、合併後に、糸魚小学校の建設、美土里ハイツの増床、サンライズホールの改修、和が舎の建設などを実施してきたところであり、現在のところ新規建設や改修計画の予定はありませんが、今後地域の皆様と十分協議の上、必要と判断される事業については、総合計画実施計画に位置づけ、対応してまいりたいと存じます。また、公共施設の維持管理につきましては、自治体運営改革会議での検討結果を踏まえ、朝日地区においては、7施設について施設のあり方や維持管理の見直しを検討することとしております。

このうち、教育委員会所管の農業者トレーニングセンターを除き6施設の現在までの検討状況と今後の予定について申し上げますと、まず、1つ目の岩尾内観光施設については、今シーズンの管理運営状況を踏まえ指定管理の可能性について継続して協議することとしており、2つ目の農産物直売交流施設については、農産物直売の機能を除いた交流施設として12月議会に名称、用途変更にかかわる条例改正を予定し、3つ目の勤労者会館については、利用団体の活

動拠点を他の施設へ移動することで協議が調い、12月議会に勤労者会館の条例廃止を予定、4つ目の農産加工実習施設については、指定管理に向けた関係団体との協議を行っておりますが、現在まで指定管理の候補のめどが立っておらず、今後とも指定管理の可能性に向け協議することとしており、5つ目の高齢者生活福祉センターについては、25年度からの指定管理を目指し、今後課題の細部について協議することとしており、6つ目の老人保健センターについては、利用団体と効率的な活用方法について協議し、施設の名称、目的、利用方法等について決定の上、12月議会に条例改正を予定しています。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私から、朝日農業者トレーニングセンターの維持管理と朝日中学校の耐震化について御答弁を申し上げます。

朝日農業者トレーニングセンターの改修等についてでございますけれども、総合計画におきまして経年による劣化が見られる一部の外壁改修を予定いたしており、管理につきましては、臨時職員により合宿団体等への対応や施設管理などの業務をいたしているところでございます。

この施設は、地域交流センターとの一体的な管理運営により、市民や合宿利用者のさらなる利便性とより効率的な運営を図ることを目途に、地域交流センターの指定管理者である朝日商工会と協議に入る準備にとりかかっているところでございます。なお、今後のスケジュールにつきましては、指定管理協議の進捗状況にもよりますが、本年12月の定例市議会において条例改正を行い、翌年2月には指定管理の選定を経まして、3月の定例市議会で管理者指定の提案をいたすこととなるものと考えております。

次に、朝日中学校の耐震化整備についてのお尋ねがございました。小中学校の耐震改修につきましては、昨年3月に策定をいたしました土別市小中学校適正配置計画に学校の再編と合わせて盛り込んだところでございまして、朝日中学校につきましては、計画期間の第2期において改修を行うことといたしております。菅原議員お話しのとおり、新耐震化のための工法と糸魚小学校体育館の共有化を視野に改築を進めてまいりたいと考えておりますものの、現時点におきましては、具体的にそれらの年度を明示することができかねますことを御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君） 再質問を3点ほどさせていただきます。

私の朝日地域の振興策についての提案なんでありまして、一番の問題は、やはり、食料品の店舗の存続がないと、先ほどの質問の中でもお話ししたとおり、あの地域の高齢化率が47%にもなるということで、非常に買い物が大変になってくるということでありまして。それを存続していくためには、やはり、定住人口が確保できない今日、流動人口に頼らざるを得ないということから、今訪れていらっしゃる合宿者の利便性を更に高める、そして、合宿の効率を高める

ための施設として提案させていただいたところであります。トレーニングセンターそのもの自体は、町民の皆さんについては今の施設で十分に間に合っているわけでありまして、合宿者が利用されない限りは、確かにその必要性はないものであります。

その中で、今お話ししましたけれども、朝日中学校の耐震化についての工事が、第2期とはいえ、どういう形で進められるかということが、まだ具体的に年度も含めて明示することができないという答弁でありましたが、やはり、中学校の体育館も合宿者に利用されているということがありまして、そういうことからいくと、果たしてそういう形でいいのかということもあります。そして、小学校、中学校を合同でそれぞれ使っているんですけども、小学校も、将来的に、適正化計画の中では体育館を中学校と一緒に合同利用するなどという案もあるわけで、そういう中でありまして、ぜひともその辺は早く、そういう合宿者が来ているときに大きな地震が来なければいいわけでありまして、非常に古い体育館ということもありまして、その辺のことから今回提案した次第でありますので、いま一度、もう一步踏み込んだ御答弁をいただきたいと思うところであります。

それから、指定管理の関係であります。指定管理を予定されているそれぞれの今回の施設については、そのほとんどが朝日町に集中しているわけでありまして、非常に利用者が少なくなってきたということも確かにあるわけでありまして、採算のとれない施設だということで、なかなか指定管理に向けて進まないんだということもあります。指定管理を受理する団体、法人も非常に少ない地域でもあるということからも、もしこの施設が、今後指定管理を受ける団体とか法人が見つからない場合、今言ったタイムスケジュールからいくと今年度中にこういうことが進められようとしているんですけども、そういう場合はどうするのかということをお聞きしたいと思います。

その2点をお願いします。

副議長（岡崎治夫君） 石川部長。

生涯学習部長（石川 誠君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。

朝日中学校の体育館の新耐震化ということでございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、2期計画の中で朝日中学校本体校舎並びに屋体の取り扱いをどうするのかということで、非常に悩みが大きいというような状況でございます。議員お話しのとおり、それぞれ、バレーボール等々で、トレセンで賄い切れない場合には小学校、中学校の体育館を供用してお使いをいただいているという実態がございますので、確かに、大きな予期しない地震が来るということは想定できませんけれども、ないとは言えないということで、可能な限り早く、その辺の見通しを立てて実施をさせていただきたいという気持ちはございます。しかし、現在、中多寄、武徳、下土別小学校の統廃合に向けた作業をまずは進めなければいけないというようなことで取り組んでいる最中でございますので、あわせまして、可能な限り、その辺の方向性を見出せるように努力をしまいたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（岡崎治夫君） 高橋支所長。

朝日総合支所長（高橋哲司君） 再質問にお答えします。

農業者トレーニングセンターを除いて、朝日地区については6施設でございます。先ほどもご答弁申し上げましたように岩尾内観光施設、農産物直売交流施設、朝日町勤労者会館、農産加工実習施設、高齢者生活福祉センターであります。この中で、農産加工実習施設でありますけれども、ただいまいろいろ協議させていただいておりますけれども、今議員さんお話しのとおり、なかなかそういったところが見つからないという状況にあります。今回の公共施設の見直しの中で、AからDまでの判定がありますけれども、これについては、あくまでも26年度までの方向性を出すということですので、今後そういった方がおられるようなときについて、再度何度も協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、見つからなければ自治体運営改革会議の中にお諮りをした中で、再度検討する形になるかと思えます。

以上でございます。

副議長（岡崎治夫君） ここであらかじめ会議時間の延長をいたします。

菅原議員。

12番（菅原清一郎君）（登壇） 次の質問は、合併特例債の期間延長に対する今後の活用方法と事業計画はどうなっていくのかという質問であります。

合併特例債とは、新市建設計画に基づいて行う事業や基金積み立ての財源のために借り入れることができる地方債のことでありまして、当初は平成27年度まで認められておりましたが、5年間の延長が認められ平成32年度まで利用できるものでありまして、その償還金の7割が普通交付税に算入されるとあります。発行可能額は56億2,000万円と基金造成額は11億1,000万円となっております。これまでの執行額とその事業内容はどうなっているのかお聞かせください。そして、今までの活用した特例債の起債償還額の内容と今後の返済計画はどうなっているのかもお聞かせください。

更には、今後の建設計画事業には（仮称）環境センターや懸案の市庁舎事業に充当されるようではありますが、残りの特例債枠の残額にもよるのでありますが、この大きな事業にほとんどが使われるとしたら、今後は、先ほど質問した朝日町地域の新規事業等には利用できないことになるのではないのでしょうか。合併特例債の総事業枠は56億円であります。この特例債は、合併した両市町の均衡発展のためが原則でありますことから、計画的に、かつ土別市に有利な使われ方をしてほしいのでありますが、新市建設計画に予定されていない事業にはこの起債が活用できないものかもあわせて質問して、この質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 御質問にお答えします。

合併特例債は、合併市町村がまちづくりを推進するために市町村建設計画に基づいて行う事

業や基金の積み立てに要する経費の財源として認められており、行財政基盤の強化を図るため、手厚い財政支援措置が講じられています。

菅原議員お話しのとおり、本年6月に発行期限を5年間延長する特例法が可決成立し、本市においては平成32年度まで発行が可能となったところです。そこで、これまでの発行額と事業内容についてのお尋ねでございます。

平成23年度までに発行したハード事業に係る合併特例債は、上土別南1号線交付金事業7,060万円、美土里ハイツ整備事業2億8,800万円及び地域交流施設和が舎整備事業2億6,040万円で、合計6億1,900万円であります。このほかに合併特例振興基金の造成費10億4,500万円を発行しており、総額では16億6,400万円の発行額となっています。また、それぞれの起債の償還等の内容については、返済期間が10年から20年、元金据え置き期間が3年から5年、金利が年1%から2%の元金均等払い償還となっており、これまで発行してきた合併特例債の元利償還金総額は約18億5,000万円、償還額のピークは、平成26年から28年にかけて各年度それぞれ約1億3,000万円の元利償還額となっていますが、このうち7割は交付税措置される場所です。

次に、朝日地域の新規事業に対する合併特例債の活用についてのお尋ねであります。

合併特例債の適用については、新市建設計画に基づいて行う事業が要件となっていますが、合併市町村が発行可能期間を延長する場合は、建設計画を都道府県との事前協議、議会の議決を経て変更する必要があり、こうした計画の見直しの際に新たな事業を建設計画に位置づけることは、可能であると考えています。

一方で、今後の合併特例債の発行については、今年度、環境アセスメント、測量等に着手する(仮称)環境センターのほか、延長期間となる平成28年度以降には市庁舎及び消防庁舎の整備事業を予定していますが、いずれの事業も大型で、単年度の財政負担が多大な事業となります。現時点での総事業費は60億円を超える規模と見込んでおり、今後の特例債発行可能額である約50億円を充当する予定であることから、新規事業への活用は難しい状況にあります。

これまで合併特例債の活用事業については、合併市町村の住民相互の一体感の醸成、あるいは均衡ある発展に資するといった制度の主旨にのっとり対応してきたところでありますけれども、合併当初の予定事業であった三望台シャンツェ大規模改修事業及びサンライズホール大規模改修事業については、国の経済対策である地域活性化生活対策臨時交付金を利用し一部前倒しし、平成20年度予算の繰り越し事業として実施したところであり、その他の事業については、当初予定どおりの進捗状況となっています。

そこで、菅原議員から御提言のありました交流人口の増加、商工業の振興策といった朝日地域の施策につきましては、前段の質問で市長から御答弁申し上げたとおり、農業・観光を初めとする地域産業の振興やスポーツ・文化活動を推進し、地域資源を有機的に連携させる中で一体的に取り組んでいく必要があると考えており、こうした視点を持って事業展開を図る上では、合併特例債のみならず、国等からのさまざまな財政支援措置の活用も含めて総合的に検討を進

めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君）（登壇） 今定例会最後の質問となります。

最後の質問は、死亡獣畜処理施設についてであります。

（仮称）環境センターの建設のタイムスケジュールによりますと、建設地の決定は、先ほどの斉藤議員の質問にもありましたように、学田地域に内定しているようでありまして、平成26年、27年度に事業実施し、28年4月供用開始の方向で進められているんだという御答弁がありました。しかし、一方では、死亡獣畜の処理施設にはいまだ手がつけられておらず、現行の埋め立て施設の利用期限は平成27年度末で終了であるにもかかわらず、どうしていくのか危惧しているのであります。本市でのシカの駆除狩猟捕獲個体数は1,660頭であり、クマは18頭であります。そのすべてが現在の最終処分場内で埋却している状況であります。今後というより、平成28年度からの処理はどのようにしていくつもりなのでしょうか、お聞かせいただきたいと思うのであります。

隣の剣淵町と和寒町では、広域での焼却施設の建設をする報道が過日されたのでありますが、こういう施設こそ、土別地方のリーダー役の本市からの企画・提案があってもよいはずなのに、このたびは何も両町からのお話はなかったのでしょうか。駆除狩猟個体数がはるかに多いからとの理由なども聞くのでありますが、なぜに、共同で可能な施設なのにお互いが、というより、本市側から胸襟を開いてでも行動をとる必要があったのではないのでしょうか。まことに残念な問題であります。今日に至るまでの経緯をお聞かせください。

埋却するのか、あるいは焼却するのかも決まっていない状況であります。施設整備は28年4月供用ができるのでしょうか。本市では、閉鎖されている旧朝日町の死亡獣畜埋却場があります。家畜は大和牧場に埋められており、まだ数年は利用が可能だと聞いておりますが、その施設の内容と許可要件等について、この機会にお聞かせください。

駆除処理施設の計画もされていない今日、質問に対する答弁もどうなるのかと思いますが、単独での建設をする前提ですが、埋め立て・焼却施設の事業費、規模、内容と予算と財源はどうなるのかと、あわせて、建設場所が一番に困難を来すのですが、どうしても迷惑処理施設とも言えるものですから、建設地の選定から決定まで大変な御苦労と地元の理解を得るのが困難な状況になっているのが、本市の今日的な状況であります。先ほどもお話ししましたが、今年度の堆肥化施設の建設もそうであります。これからの（仮称）環境センターも、一転二転の未内定している状況にあります。施設建設地の選定が非常に厳しい状況であり、設置地域住民の理解が一番の問題であります。行政側の担当者が、それぞれ、堆肥化施設は経済部、最終処分場は市民部が、そして、質問している駆除施設はまた経済部の担当なのではないでしょうか。役所自体の担当も縦割り行政の問題点ではないのでしょうか。

この処分場は平成28年4月の供用が可能ないようにしなければいけないのですが、内部での協

議が全然されていない中での質問ですが、どんなタイムスケジュールで進めていかれるのか、さきに質問したこととあわせてお答えいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

近年、道内はもとより、本市においても、エゾシカやヒグマによる農業被害が増大し、エゾシカの道路への飛び出しによる交通事故の発生など、これらの対策が急務となっております。このため、平成22年度より北海道猟友会士別支部に対しエゾシカ捕獲奨励金を交付するなど有害鳥獣の総合的な対策を講じたことにより、捕獲頭数も、22年度では、駆除許可期間に1,023頭、狩猟期間中の225頭を加えると合計1,248頭となり、23年度では、駆除許可期間に1,060頭、狩猟期間中の600頭を加えると合計1,660頭の実績となり、本年8月末では766頭の捕獲となっております。

そこで、これら捕獲したエゾシカやヒグマの処理についてであります。現在は、一般廃棄物、そして学田の最終処分場に埋め立て処分をしているところではありますが、平成28年度より稼働する予定の（仮称）環境センターにおいては、国の一般廃棄物処理方針においてメタンガス排出削減を推進することなどを定め、生ごみやエゾシカなどを直接埋め立てをできるだけ早期に廃止する方針であり、このたびの（仮称）環境センターの整備事業に対する国の交付金でも、これらの埋め立てをしないことが採択の要件にもなっており、エゾシカなどを埋め立て処分しない施設整備を計画しているところであります。このため、エゾシカなどの死亡獣畜を処分するには新たな施設整備が必要となりますことから、現在市内において処理対策について協議を進めているところでありますが、現時点では、処分方法や建設地の選定など、具体的な計画策定には至っておりません。

次に、和寒町と剣淵町による共同焼却施設についてであります。

菅原議員お話しのとおり、2町連携による焼却施設を本年度中に建設し、来年4月から稼働する予定とお聞きしているところでありますが、昨年10月に、2町で共同の焼却施設の計画があることについて、本市にもそのお話がありました。2町におけるエゾシカの捕獲実績をお聞きしますと、和寒町では、平成22年は91頭、23年は145頭、一方、剣淵町では、平成22年は82頭、23年は69頭とのことで、駆除頭数の増加に伴い、既存の最終処分場での埋め立てが困難となる状況が予想されるため、焼却施設を早急に建設したいとのことでありました。

このときの協議において、本来は広域連携が望ましいものの、2町からは、処理対策は急務であり、新たな広域処理施設の設置場所によっては搬送も遠方に及び、更には、2町の駆除頭数に本市の年間1,000頭を超える頭数を加えた場合、施設の焼却炉や冷凍施設なども大型化となることで事業規模も大きくなるといった課題も示され、一方、本市では、平成27年度までは現在の最終処分場での埋め立て処理が可能であることから、1市2町による焼却施設の建設には至らなかったところであります。

次に、死亡獣畜埋却場についてであります。

死亡獣畜埋却場については、化製場等に関する法律により、牛、馬、豚、綿羊、そしてヤギの5種類の死亡家畜のみを埋却処理できる施設として、北海道知事の許可を得て昭和54年より大和牧場内に設けており、平成8年には一部拡張し、現在も供用しているところであります。この利用実態といたしましては、畜産農家での死亡獣の大部分は、専門業者に依頼し処理料を負担してその処理を行っておりますので、現在、夏季間において、火災事故などで専門業者が引き受け困難な死亡畜など、突発的な場合での利用が主となっております。このように、死亡獣畜埋却場に埋却することができる家畜は法律で定められておりますので、死亡したエゾシカなどの野生動物は一般廃棄物の取り扱いとされるため、埋却することはできないものとされております。

次に、焼却施設を建設した場合の事業規模とその財源及び建設場所についてであります。

昨年名寄市で建設した年間700頭を処理する焼却施設建設費等を参考に試算したところ、士別市の年間処理頭数を1,500頭とした場合、焼却施設と保管施設の建設費で約7,000万円、人件費を含めた維持管理費で年間1,800万円程度が必要と考えております。施設建設にかかわる助成といたしましては、現在、国の鳥獣被害防止総合対策交付金で5割の助成があり、補助残の一般財源につきましては、本市では鳥獣被害防止計画を策定していることから、この8割が特別交付税の算定対象となっているところであり、名寄市では市単独で実施し、2町ではこの制度を活用しております。

焼却施設を設置している市町村では、環境面や衛生面への配慮から焼却処理による対応となっておりますが、エゾシカの捕獲時期は、えさを求めて平地に出没する春から夏に集中し、また1日当たりの焼却処理の可能頭数も限られ、駆除した個体を保管する冷凍施設なども必要となり、更には、建設後の維持管理経費も長期にわたり高額となるなど、大きな負担となっている実態でもあります。このため、施設の建設場所の選定に当たりましては、常時受け入れするための人員配置を考慮しますと、他の公共的な施設に隣接していることが望ましいところでありますが、何といたしましても該当地域の御理解を得た中での事業推進が不可欠であり、今後慎重に適地の選定に当たってまいりたいと考えております。

近年、道内各地でもエゾシカの処理が問題とされており、焼却施設による処理が多くを占めておりますが、ほかにも捕獲した山林や農地に、地先の承諾のもとに埋却する方法や、興部町や江差町において、エゾシカが発酵菌により重量が3割以下に減容化できる処理技術が開発され、この残渣物は環境センターへの埋却も可能となりますことから、さまざまなケースを参考に、更に検討を重ねていく必要があるものと考えております。環境センター稼働後には、エゾシカ等の埋め立て処分は不可能となりますので、今後処理方法や建設場所等について事前調査を行い、市民部で策定している士別市一般廃棄物処理基本計画及び経済部で策定している士別市鳥獣被害防止計画も踏まえ、庁内で十分協議、連携のもと、最適な処理方法、建設用地を検討しながら施設整備計画を策定し、平成27年度には設置し、28年度からの稼働に向け精力的に

この対策に当たってまいる考えであります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君） ただいまの答弁に対して再質問をさせていただきます。

今回のこの処理施設の問題については、市がそれぞれ今回、私も特別委員会の一人として、堆肥化施設の問題から、そして、今度の（仮称）環境センター、一般廃棄物最終処分場、そして、このシカやクマの処理施設については、一体とした委員会の中で、最初から協議すべき問題ではなかったのかなと思うわけでありまして。堆肥化施設も一転二転しましたし、今回の一般最終処分場も大変厳しい中で学田地域が受け入れに意思表示をされたということでありまして。しかしながら、一番大変なのは、この処理施設が焼却するにしても埋却するにしても、一番地元合意を取るのが厳しいのを最後に残しているのではないかとということ、そのことに対して、一貫した物の考え方をしたらよかったのになというふうに思って、今残念でならないんですし、また、この問題がこれから、今の何もまだ協議されていない状況の中で、これもまた環境施設検討特別委員会のほうに預けられるのではないかとというふうに思うわけでありまして、本当に、環境センターより難しい施設なのにもかかわらず、地元合意をとるのに大変な御苦労をされるのではないかと思います。金額的には、建設費が7,000万円ぐらいということで、少し安易に考えていらっしまったのかもしれない。

しかも、先ほどエゾシカの発酵菌が云々ということ、その残渣物は環境センターに入れられるんだということでありましたけれども、28年4月から、いずれにしても、この処理の方法についても、いかなければいけない施設が連動して、今回また新たにこれから協議することになると、そのことに対して非常に不安といいますか、一番やっかいなのを残してしまったなというふうな思いでいっぱいではありますが、その辺の可能性等を含めて、今の時点で、ではどこにこの施設を持っていくのか、その案があれば聞かせていただきたいと思っております。

副議長（岡崎治夫君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、いわゆるシカ等を焼却する施設につきましては、27年までにはその対策を講じなければならないということでありまして。私ども経済部といたしましても、市民部とともに、その可能性について協議は行っているところであります。今菅原議員からお話のありました堆肥化施設をめぐっての用地の関係、更には、ほかの部ですけれど環境センターについても用地の関係、それぞれ私どもが実際に足を運んで担当すると、大変だということは十分身にしみているところでございます。何といたっても、こういった、どう見ても迷惑施設的なものであります。これの適地選定については、現時点では全く白紙ということでございますけれども、ただ、今後のスケジュールを考えると、早急に具体的な中身を詰めていって市の方針を定めた中で、その該当地域とお話をさせていただかなければならないということからすると、早急にそういったことも踏まえながら計画を策定していかなければならな

いと思っております。いずれにしても、27年度までということが一つはありますけれども、早急にそういった計画を立ち上げて、該当地域とのお話し合いに入っていかなければならないなと考えているところでございます。

以上であります。

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君） 終わります。

副議長（岡崎治夫君） これにて一般質問を終結いたします。

副議長（岡崎治夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

大変御苦労さまでございました。

（午後 4時04分散会）